

令和4年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業)のうち

環境省による事業

■ 中高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業

公募要領

令和4年4月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という)」、及びSIIが定める「令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(集合住宅の省CO2化促進事業)交付規程(以下「交付規程」という)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様)。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう(以下同じ)。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります(個人・個人事業主を除く)。

INDEX

1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1	趣旨	7
1-2	今年度の各省によるZEHに対する支援一覧	9

2章 事業概要

2 事業概要

2-1	事業内容	11
(1)	補助金名	11
(2)	事業規模	11
(3)	補助事業者	11
(4)	補助事業	11
(5)	交付要件	11
(6)	補助対象建築物	13
(7)	申請の単位	13
(8)	補助対象経費	13
(9)	補助率及び補助金額の上限	13
(10)	事業スキーム	14
(11)	公募期間	14
(12)	事業期間	14
(13)	完了実績報告書提出期限	14
(14)	公募説明会	14
2-2	ZEHデベロッパとは	15
2-3	入居者募集時、不動産物件情報掲載時の表示要件	16
(1)	表示事項	16
(2)	表示対象・方法	16
(3)	報告方法	16
【補足①】	本事業に必要な住棟の省エネ性能表示制度(BELS等)の評価書について	17
【補足②】	広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細	18
【補足③】	複数年度事業について	19
【補足④】	「エネルギー使用状況の計測・報告期間」	
	「定期報告(アンケート)の回答期間」について	20
(1)	エネルギー使用状況の計測・報告期間	20
(2)	定期報告(アンケート)	21

INDEX

3章 事業要件

3 事業要件

3-1	補助事業の要件	23
(1)	申請者の区分と留意事項	23
(2)	補助対象建築物	23
(3)	8地域における交付要件	24
(4)	補助対象経費と項目	25
(5)	補助対象となる設備等の要件	27
(6)	水害等災害時の電源確保に配慮し、蓄電システムを導入する住戸への優遇について	30
(7)	低炭素化に資する素材又は先進的再生可能エネルギー熱利用設備について	31
(8)	補助対象とならない主な部分	38
3-2	補助対象経費の計算方法	39
(1)	補助対象経費の算出手順	39
(2)	定額単価積み上げ方式により算出する補助対象経費	40
	(A)省エネ性能評価取得に係る費用(住戸BELS取得費用を含む)	40
	(B)交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用	40
	(C)住戸に係る高性能断熱材に係る費用(開口部材を含む)	41
	★専有部における住戸の位置属性は以下の図の通り	42
	(D)設備費・工事費の定額単価表	43
	(F)追加補助対象の定額単価表	46

4章 事業の実施

4 事業の実施

4-1	事業スケジュール	49
4-2	公募～交付決定	50
(1)	事業の公募	50
(2)	交付申請	50
(3)	審査	50
(4)	交付決定	51
(5)	事務取扱説明会	51
(6)	採択事業の公表	51
4-3	補助事業の開始	52
4-4	中間報告	52
4-5	補助事業の注意事項	52
4-6	省エネルギー性能評価の認証取得	53
4-7	補助事業の完了	53
4-8	報告及び交付額の確定	53
4-9	確定検査(書類審査・現地調査)	53
4-10	補助金の支払い	53
4-11	取得財産の管理等	54
4-12	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	54
4-13	実施状況の報告(定期報告アンケートについて)	55
4-14	「ZEH-M実現に向けたZEH-M設計ガイドライン作成」のための情報開示	55
4-15	補助事業に係るデータの取り扱い	55
4-16	よくある質問について	55

INDEX

5章 交付申請の方法

5 交付申請の方法

5-1	申請について	57
(1)	申請の流れ	57
(2)	公募期間	57
5-2	申請書類ファイル体裁	57
5-3	申請書類リスト	59

交付申請書及び添付書類の入力例	61
-----------------	----

6章 申請書提出先及び問合せ先

6 申請書提出先及び問合せ先

(1)	提出先	89
(2)	発送の注意事項	89
(3)	申請書エクセルデータ送付先	89
(4)	問合せ先	89

1章 我が国のZEH普及政策と 補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 趣旨

我が国は、2020年10月26日に「2050年のカーボンニュートラルの実現及び2030年度温室効果ガス46%削減実現を目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けること」を宣言しました。

これを受けて2021年8月の脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会における「とりまとめ」においては、「2030年以降に新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指すとともに、新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていることを目指す」とされ、建築物省エネ法における誘導基準の引上げや、省エネ基準の適合義務化・引上げ等の具体的な対策が示されました。

上記方針は、2021年10月に公表された「地球温暖化対策計画」および「第6次エネルギー基本計画」においても反映されており、脱炭素型ライフスタイルへの転換が進められています。

本事業は、ZEH-M普及促進をより加速させ、2050年カーボンニュートラル実現を目指すことを目的とした中高層集合住宅の公募を行うものです。

- ◆「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページをご確認ください。

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

- ◆「第6次エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/

<ご参考> 集合住宅におけるZEHの定義と目指すべき水準(住棟単位)

		評価基準 ^{注1)}				特記事項
		ゼッチ・マンション 『ZEH-M』	ゼッチ・マンション Nearly ZEH-M	ゼッチ・マンション ZEH-M Ready	ゼッチ・マンション ZEH-M Oriented	
①住棟または住宅用途部分(複合建築物の場合) ^{注2、3、4)}	U _A 値が全住戸でZEH基準	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め100%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め75%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め50%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減	(住棟の評価方法) ・U _A 値:全ての住戸 ・省エネ率(BEI) 共用部含む住棟全体
	目指すべき水準 ^{注5)}	・1～3階建において 目指すべき水準		・4～5階建において 目指すべき水準	・6階建以上において 目指すべき水準	(特記事項なし)

<ご参考> 集合住宅におけるZEHの定義と目指すべき水準(住戸単位)

	評価基準 ^{注1)}				特記事項
	『ZEH』	Nearly ZEH	ZEH Ready	ZEH Oriented	
②住戸 ^{注2、3、4)}	・強化外皮基準 ^{注2)} ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め100%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め75%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め50%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減	(特記事項なし)

注1) ①住棟または住宅用途部分と②住戸のZEH評価は、独立して行うものとする。

注2) 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、U_A値1・2地域:0.4W/m²K以下、3地域:0.5W/m²K以下、4～7地域:0.6W/m²K以下とする。

注3) 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明(その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機(その他の一次エネルギー消費量は除く))とする。

注4) 再生可能エネルギー等によるエネルギー供給量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。(但し、余剰売電分に限る)

注5) ①住棟または住宅用途部分(複合建築物の場合)では、建物高さに応じて、目指すべきZEH-Mの水準を設定している。3階建以下については、同様の高さでの戸建住宅が実態上存在すること等を踏まえ、『ZEH-M』またはNearly ZEH-Mを目指すものとしている。また、4階建以上の集合住宅の中でも、特に高さ20mを超える集合住宅(6階建等)には、建築基準法第56条(隣地斜線制限)や避雷設備設置基準等の対応が求められ、屋上面での再生可能エネルギーの導入に影響する可能性があることから、4階以上5階建以下については、ZEH-M Ready、6階建以上についてはZEH-M Orientedを目指すものとしている。

<注意> 上記は集合住宅におけるZEHの定義であり、本事業の補助要件とは異なる。

本事業では、住宅部分が4層・5層の中層集合住宅で住棟の評価がZEH-M Ready以上ならびに、住宅部分が6層以上20層以下の高層集合住宅で住棟の評価がZEH-M Oriented以上となる集合住宅を公募する。

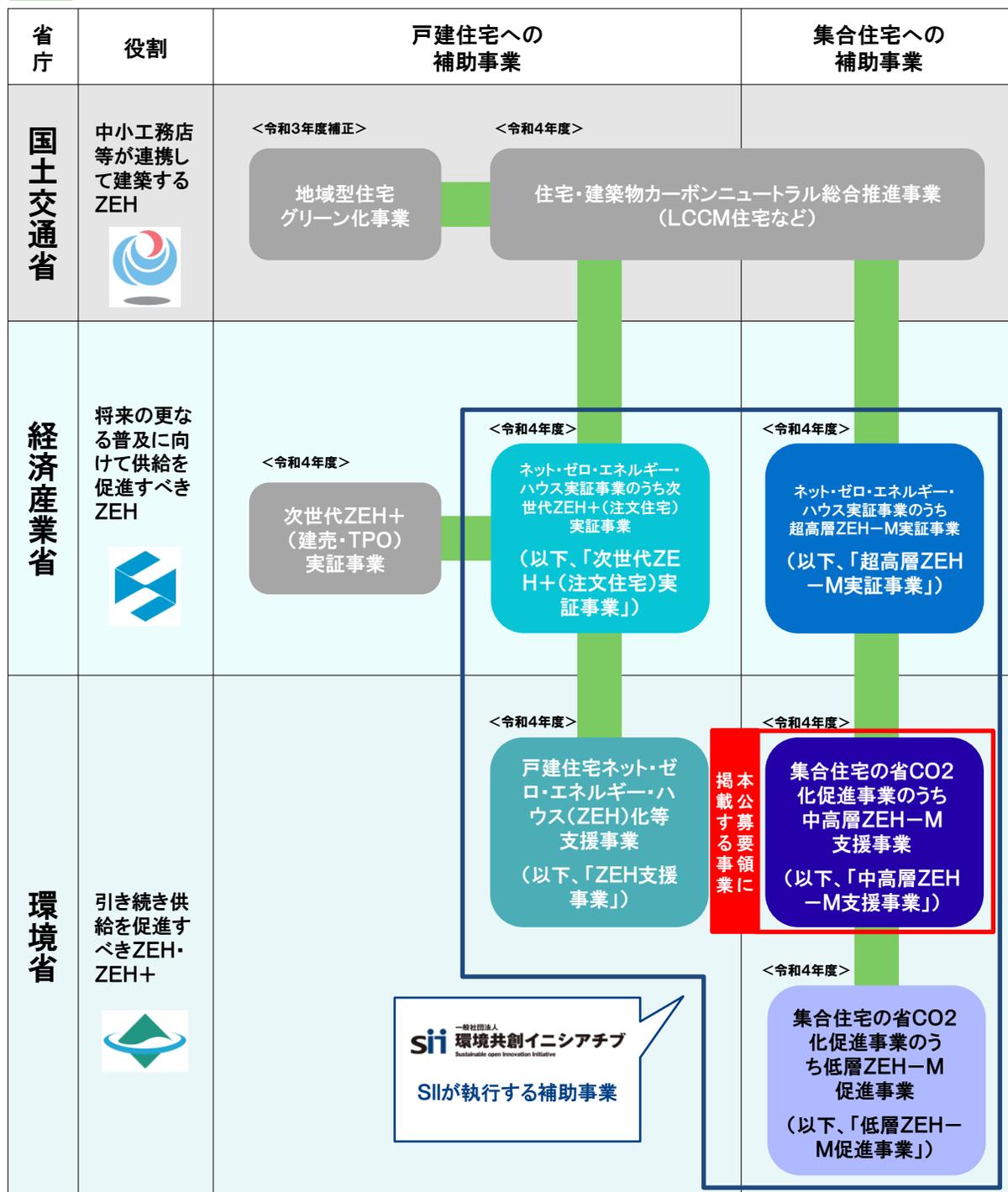
1-2 今年度の各省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省、経済産業省、環境省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省・経済産業省・環境省は連携して、住宅の省エネ・省CO₂化に取り組み、ZEHのさらなる普及を目指しています。

SIIではこれらのうち、5つの補助事業を執行しています。

：緑色のラインは相互に連携する事業を示す



2章 事業概要

2 事業概要

2-1 事業内容

(1) 補助金名

令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業) のうち中高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業
(略称: 令和4年度 中高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業(以下、「本事業」という))

(2) 事業規模

事業規模 約 1 億円(予定)

(3) 補助事業者

補助対象となる事業者(以下、「申請者」という)は、補助対象となる新築集合住宅の建築主、デベロッパー等(所有者)であり、以下①②③のいずれかに該当し、④を満たすもの。

- ① SIIが公募・登録・公表を行うZEHデベロッパー(P15参照)に登録されているもの。
- ② 個人または宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主。
- ③ 不動産業を業とする法人で、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主であり、本事業(本事業の過去事業にあたる事業を含む)への累積申請住戸数が25戸以下であるもの。
- ④ 政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行っていること。
※ COOL CHOICE特設サイト(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/join.html>)にて「賛同登録」を行うこと。

(4) 補助事業

交付要件を満たす中層、ならびに高層集合住宅※にZEH-Mの構成要素となる高性能建材や高性能設備等を導入する事業。

※本事業において中層集合住宅とは住宅用途部分が4層以上5層以下である集合住宅を指し、高層集合住宅とは住宅用途部分が6層以上20層以下である集合住宅を指す。
ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。

(5) 交付要件

- ① 申請者は日本国内で事業を営んでいる個人事業主*1または法人等であって、中高層ZEH-Mの構成要素に必要なシステム・機器を国内の中高層集合住宅に導入する事業であること。
- ② ZEH-M設計ガイドライン作成ならびに普及に向けた施策のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報を開示することについて承諾していること。
- ③ 住宅用途部分が4層以上20層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。
- ④ 申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業(または係る事業)であることを必須とする。
なお、令和3年度以前にSIIの登録を受けたZEHデベロッパーは、「令和3年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。
- ⑤ 住宅用途部分が4層・5層の中層集合住宅は、集合住宅のZEHの定義におけるZEH-M Ready以上(P8参照)、住宅用途部分が6層以上20層以下の高層集合住宅は、集合住宅のZEHの定義におけるZEH-M Oriented以上を達成すること。(P8参照)
(再生可能エネルギー等を売電する場合は、余剰売電に限るので注意すること。)

- ⑥ 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること。
- ⑦ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号(以下「建築物省エネ法」という))第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により、補助対象建築物について、住宅用途部分が4層・5層の集合住宅は住棟の評価がZEH-M Ready以上、住宅用途部分が6層以上20層以下の集合住宅は、ZEH-M Oriented以上の交付申請時に示した省エネルギー性能評価の認証を、本年度の事業完了日までに取得すること。
(エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準 ※2 による計算とする)
- ⑧ 補助対象建築物の住宅用途にかかる部分(全住戸及び住宅用途にかかる共用部)全てのエネルギー使用状況を計測・記録・一括報告できること。
- ⑨ 分譲集合住宅においては、住宅専有部ならびに住宅用途にかかる共用部について、計測データを基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有し、要件となるエネルギー使用状況の報告を行うこと。(P20～P21補足④参照)
賃貸集合住宅においては、補助事業者が計測データ等を基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有すること。
- ⑩ 分譲集合住宅においては、補助事業完了ののち「過半の住戸が入居を終えたあとの4月1日または10月1日のうち早い日から2年間、エネルギー使用状況をSIIに提出しなければならない旨」を、住宅専有部の不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に明示すると共に、住宅にかかる共用部については、管理組合等に所有権を譲渡する際に締結する不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に「引渡しから2年間、共用部のエネルギー使用状況をSIIに提出しなければならない旨」を明示すること。(P20～P21補足④参照)
賃貸集合住宅においては、補助対象建築物の住宅用途にかかる部分全てのエネルギー使用状況を2年間、補助事業者がSIIに報告すること。(P20～P21補足④参照)
また、賃貸借契約に付随する重要事項説明書類に「本事業のエネルギー使用状況の報告対象物件である旨」を明示し、入居者の同意を得ること。
- ⑪ 補助対象建築物の入居者募集広告等において、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(簡易版)及びZEH-Mマークを原則として明示すること。(P16、P18補足②参照)
- ⑫ 8地域においては「8地域における交付要件」(P24参照)を満たすこと。
- ⑬ 申請者は、補助事業の遂行能力(社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること)を有すること。
- ⑭ 環境省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。
また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合(契約金額100万円未満のものを除く)にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。(https://www.env.go.jp/kanbo/shotatsu/post_26.html)
その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は対象外とする。
- ※1 個人事業主は、原則、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、または税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明(任意書式)、または税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。
- ※2 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令。(平成28年度経済産業省・国土交通省令第1号)のこと。

(6) 補助対象建築物

採択枠一覧表 (P23参照) で示す新築中高層集合住宅。

(7) 申請の単位

本事業の申請は住棟単位とし、かつ建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示 (BELS等) の評価における評価書ごととする。

(8) 補助対象経費

補助事業に必要なZEH-Mに資する下記の費用の詳細は、**3-1** (5) 補助対象となる設備等の要件 (P27) を参照。

- ・設計費 : 第三者評価機関による認証取得費用、エネルギー計算に要する費用
- ・設備費 : 高性能断熱材や空調、給湯、換気等の機器及びHEMS、MEMS、蓄電システム等の設備費用
- ・工事費 : 補助対象設備の導入に不可欠な工事費

(9) 補助率及び補助金額の上限

補助率 : 補助対象経費の1/3以内とする。
 ※ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

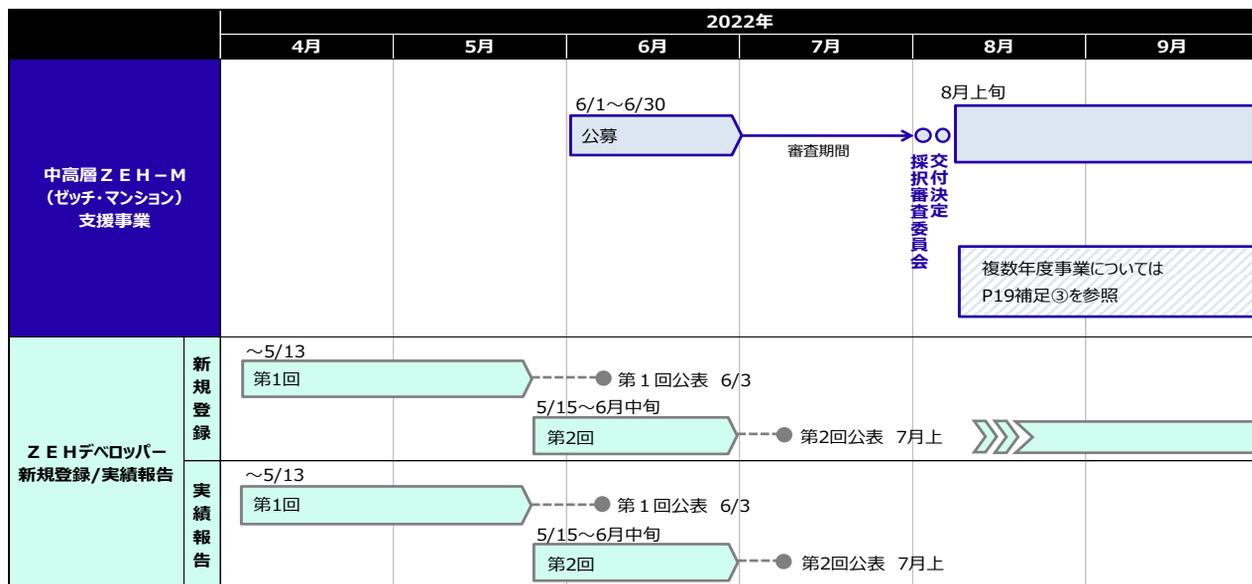
補助金額の上限 : 補助金額の上限は以下の通り
 ① 3億円/年
 ② 複数年度事業における事業全体の上限 : 8億円
 ③ 補助対象事業の費用対効果に伴う補助金額の上限 : 以下の計算式による。

■ 補助対象事業の費用対効果に伴う補助金額の上限

$$\text{補助金の額} \leq 107.73 \times \text{年間一次エネルギー消費削減量}^{\ast}$$

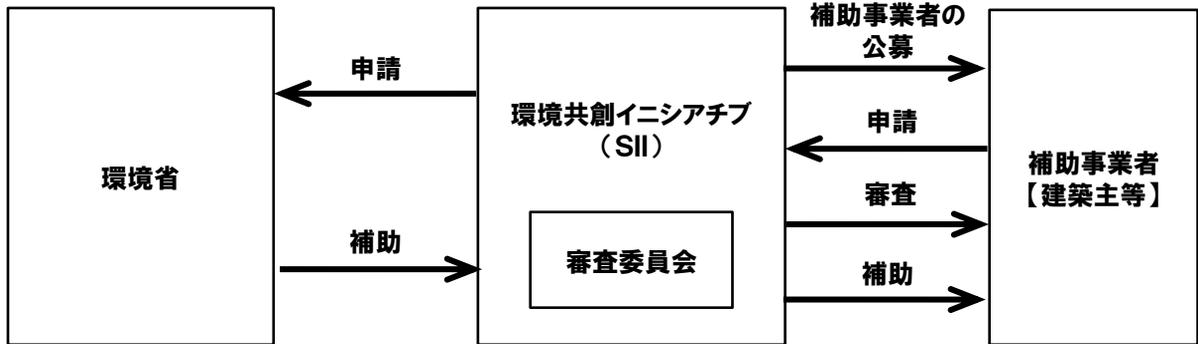
※ 補助対象事業の基準一次エネルギー消費量 (MJ/年) から
 年間設計一次エネルギー消費量 (創エネ量を含む) (MJ/年) を差し引いた量。
 エネルギー計算は、P12 **2-1** (5) 交付要件 ⑦ 記載の計算方法によること。

■ 本事業のスケジュール



(10) 事業スキーム

本事業の運営は以下のスキームによる。



(11) 公募期間

公募期間：2022年 6月 1日(水)～2022年 6月 30日(木) 17時SII必着

(12) 事業期間

原則単年度事業とする。(下記の事業期間内に事業を完了できること)

事業期間：交付決定日(2022年 8月上旬)～2023年 1月 20日(金)まで

ただし、補助事業の工程上、単年度では事業完了が不可能な場合に限り、複数年度事業を認める。

複数年度事業の事業年度は、最長4年度とする。

※複数年度事業についてはP19補足③を参照。

(13) 完了実績報告書提出期限

事業完了日から30日以内、または2023年 1月 27日(金)のいずれか早い日の17時までにSII必着。
なお上記提出期限は、書類に不備や不足が一切ない場合の到着期限であり、早めの提出を心がけること。

(14) 公募説明会

本事業において、公募説明会は実施しない。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。

2022年			2023年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
			完了実績報告書 提出期限 1/27	審査完了(予定)	補助金支払完了(予定)
事業期間 (単年度)			事業完了期限 1/20まで		
			完了実績報告書 提出期限 2/10	審査完了(予定)	補助金支払完了(予定)
事業期間 (複数年度事業の一年目)			事業完了期限 2/3まで		
第3回以降 (公表スケジュールはSIIホームページをご確認ください)			1/27まで		

2-2 ZEHデベロッパーとは

本事業の趣旨に基づき、「ZEH-M普及に向けた取り組み計画」「その進捗状況」「ZEH-M導入計画」「ZEH-M導入実績」を一般に公表し、ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主(マンションデベロッパー、所有者など)や建築請負会社(ゼネコン、ハウスメーカーなど建設会社)をSIIは「ZEHデベロッパー」と定め、公募する。

SIIは、登録されたZEHデベロッパーをホームページで公表する。

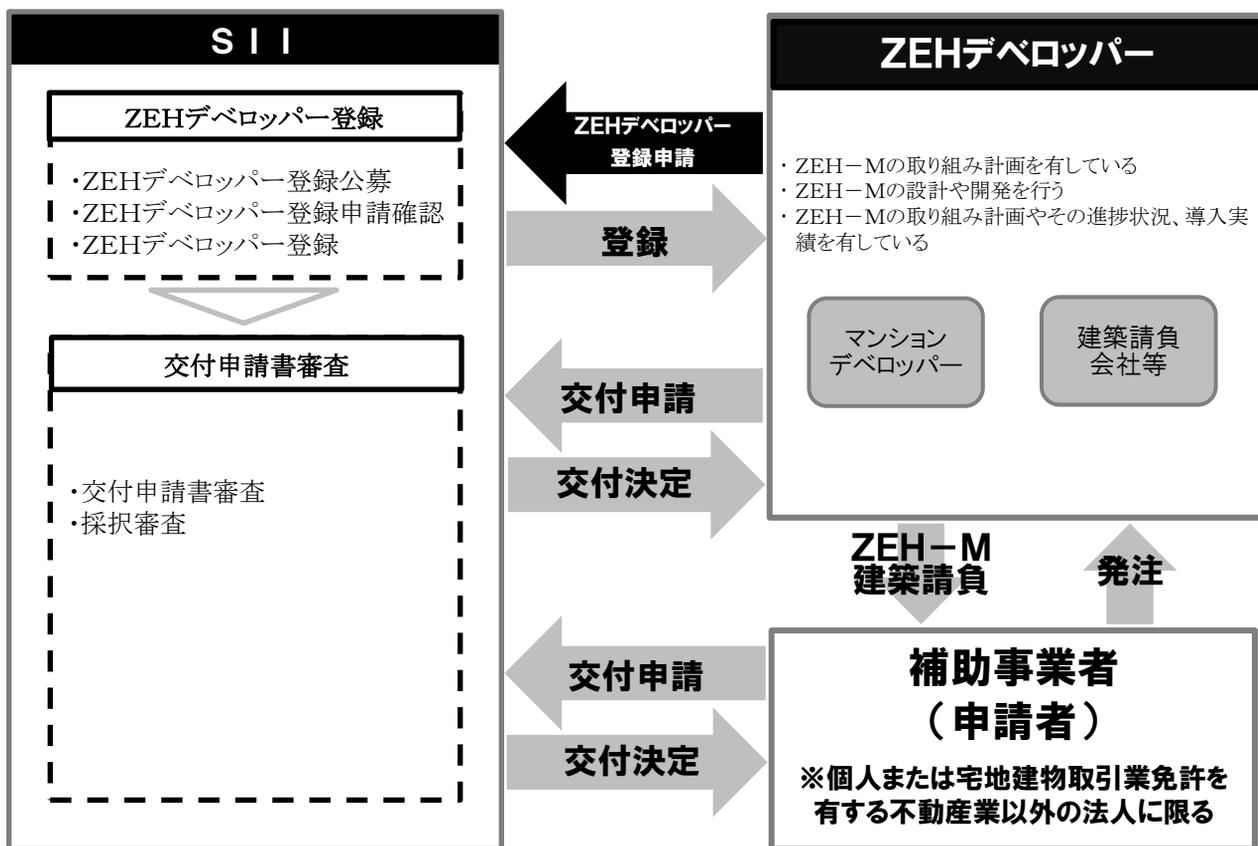
また、本事業への申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業(または係る事業)であることが必須となる。

なお、「ZEHデベロッパー登録」は以下の期間で公募、公表を行う。

2022年 4月 8日(金)～2023年 1月 27日(金) 17時SII必着

- ・ 初回公表日(6月3日(金))までにZEHデベロッパーの登録を受けることを希望する場合は、5月13日(金)17時必着でZEHデベロッパー登録申請書を提出すること。
初回公表日以降は、随時公表予定である。
※書類に不備がある場合には、上記期日までに申請された場合でも当該公表日に公表できないことがあるので注意すること。
- ・ 本事業へ申請する者がZEHデベロッパー登録申請中の場合でも、本事業の公募申請を認める。
ただし、本事業の交付決定までにZEHデベロッパー登録が完了しない場合は不採択となるので注意すること。
- ・ 令和3年度以前にSIIの登録を受けたZEHデベロッパーは、「令和3年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。
- ・ 「ZEHデベロッパー」の公募についてはSIIホームページ並びに「ZEHデベロッパー登録公募要領」を参照すること。
※SIIホームページ https://sii.or.jp/meti_zeh_m04/zeh_dev/

ZEHデベロッパーの役割と申請者との関係



2-3 入居者募集時、不動産物件情報掲載時の表示要件

(1) 表示事項

補助対象建築物の入居者募集広告や不動産物件情報の掲載を行う際に、建築物省エネ法第7条に基づく住棟の省エネルギー性能表示(BELS等)及びZEH-Mマークの表示を行うこと。

これに追加して住戸単位のBELS評価書ならびにZEHマークの表示を掲載しても良い。

(2) 表示対象・方法

以下の媒体において「(1)表示事項」に示す表示を行い、効果的にPR(入居者募集等)を行うこと。

なお、交付申請時に申請した広告媒体については事業期間内に実施すること。

- ① 電子媒体(外部仲介サイト・自社ホームページ等)の場合は、原則、住棟の建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等)及びZEH-Mマークを掲載すること。ただし、対象となる集合住宅の全住戸のBELS評価書を表示する場合に限り、ZEH-Mマークの表示を省略することを可とする。
- ② 当該物件に係る住宅情報誌、店舗掲示物、新聞折込広告、ダイレクトメール等。
- ③ モデルルーム内の掲示物や工事現場での表示(自社の掲示物を掲示する場合)。

各媒体における表示方法やサイズ等に係る詳細は、P18補足②を参照すること。

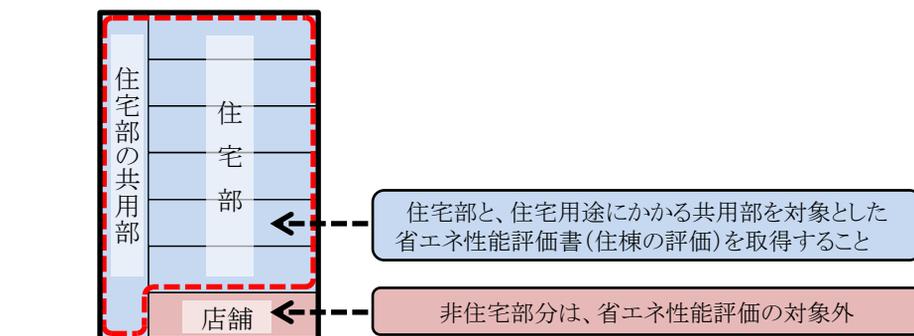
(3) 報告方法

分譲集合住宅は販売時、賃貸集合住宅は入居者募集時に、それぞれ上記を実施した旨を示す資料を完了実績報告時に、SIIへ提出し報告すること。

【補足①】本事業に必要な住棟の省エネ性能表示制度(BELS等)の評価書について

本事業において必要とする建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等)は、「住宅部(住宅用途にかかる共用部を含む)に関する住棟評価」である。

(例) 中高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)で1階店舗、2階以上が住宅部(6層以上)である集合住宅の場合



◎住宅部と非住宅部の切り分けが複雑な複合建築物などにおいて、エネルギー計算や省エネ性能表示に関する質疑がある場合は、第三者評価機関に問い合わせること。

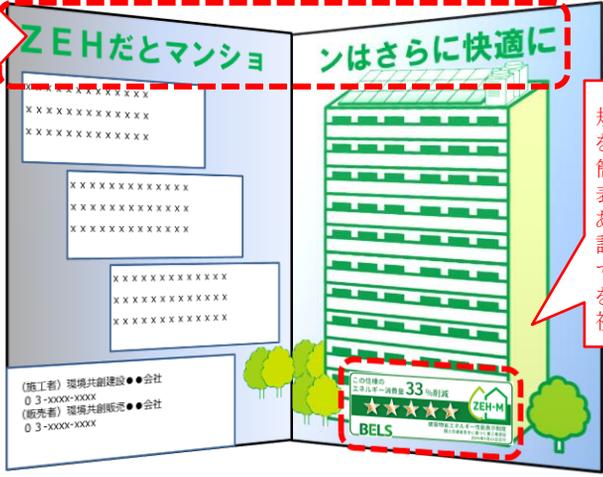
【補足②】 広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細

① 広告媒体へのマーク掲載サイズや掲載方法は以下参照のこと。

評価対象となる媒体	BELS簡易証の掲載について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社ホームページ ・ 不動産情報媒体 (Webサイト掲載) ・ 不動産情報媒体 (住宅情報誌等) ・ 新聞折込広告等 ・ 交通広告の類 (中吊広告や駅構内の広告等) ・ 店舗掲示物やモデルルーム内の掲示 ・ 屋外広告の類 (工事現場や着工中ののぼり等) ・ その他評価すべき媒体 	アナログ媒体で A4サイズ以上 または 電子媒体	以下のいずれかのBELS簡易表示マークを掲載すること ①  <ul style="list-style-type: none"> ● 幅 60mm以上 (縦横比は固定) とすること ②  <ul style="list-style-type: none"> ● 幅 30mm以上 (縦横比は固定) とすること 上記①②のいずれかを表示、または備考欄に第三者認証を受けたZEH-M(ゼッチ・マンション)であること、及びその省エネルギー性能、交付日が明確に分かるように示すこと。
	アナログ媒体で A4サイズより小さい	ZEH-Mであることを活字で表現する場合に限り、BELS簡易証の省略を可能とする

② 広告媒体へのマーク使用例
(紙媒体である入居者募集広告紙面に「BELS簡易証」を掲載)

視認性の高いキャッチコピーやリード文の中で、ZEH-Mシリーズである旨が分かるキーワードを明示することを推奨。
ただし、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Orientedの場合には、その住棟が『ZEH-M』であると誤認されないように、適切な配慮を行うこと。



規定以上のサイズで「BELS簡易証」を明示し、補助対象住宅と「BELS簡易証」との対応関係が分かるような表示とすること。
あわせて、「本表示は「住棟全体」の評価であり、「各住戸」の性能を担保するものではありません。」等の記載を、BELS簡易表示マークと同一視野内に7ポイント以上で記すこと。

③ 社宅等の給与住宅の場合のZEH-Mマーク、ZEHマーク表示およびPR
 自社ホームページや会社パンフレット等でBELS簡易表示マークの掲載を行い、自社のZEH-M普及活動を広く一般に周知すること。
 また、求人や人材募集のパンフレットや入社案内等に福利厚生の情報として掲載し、発信すること。

【補足③】複数年度事業について

- 本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではない。各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施すること。
- 次年度以降の補助金額は、採択初年度の交付決定時に各年度、区分ごとに配分された金額を超えることはできない。
- 各年度において補助金額が発生すること。本事業では、初年度の補助対象経費の費目が設計費だけとなる申請も可能とする。
- 翌年度以降において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金額が減額される(状況によっては交付決定されない)ことがある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること。途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となることがあるので注意すること。
- 各年度の事業完了日から次年度の交付決定までの期間は、補助対象工事の継続、着手ができないので留意すること。
- 原則、翌年度の4月1日から交付決定までの期間は、補助対象工事の継続、着手ができないので留意すること。なお、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、SIIに報告し、その承認を受けること。
- 複数年度事業として本事業で採択された補助事業の本年度内事業期間は、交付決定日～2023年2月3日(金)までとする。また、複数年度事業の最終年度の事業期間は当該年度の1月20日までとする。
- 本年度(初年度)の事業完了までに省エネルギー性能評価書(BELS等)の取得を完了させること。**期日以内に取得完了しなかった場合は交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。**

【補足④】「エネルギー使用状況の計測・報告期間」「定期報告(アンケート)の回答期間」について

中高層ZEH-M支援事業(分譲集合住宅)における、財産管理期間、エネルギー使用状況の計測・報告期間、定期報告(アンケート)の回答期間について、基本的な考え方を以下に示す。

(1)エネルギー使用状況の計測・報告期間

<計測・報告対象期間>

Q1. いつから？

A1. 専有部、共用部ともに、
「過半の住戸が入居を終えたあとの4月1日または10月1日のうち早い日」から。
(以下、計測・記録開始日という)

Q2. いつまで？

A2. 計測・記録開始日から2年間(24ヶ月分)

Q3. 提出するデータは？

A3. 提出データは2種類。

①提出必須データ・・・「専有部(各戸)と共用部の月次集計値」

SIIが公開する定型様式(エクセル)に、各月のエネルギー流量を入力して、
1年分(12ヶ月分)をまとめて提出すること。

②対象事業者のみ提出するデータ・・・HEMS、MEMSデータ

「HEMSやMEMSデータ報告を実施する事業」として交付決定を受けた事業は、
HEMSやMEMSから書き出されたデータ(CSVデータやエクセルデータなど)を提出すること。
データは自由書式でよいが、計測項目が把握できるよう留意すること。

【空住戸の扱いについて】

計測・記録開始日に未入居の専有部(以下、空住戸という)については、入居日以降、都度計測・記録を開始すること。

上記によらないケースについては、SIIに相談すること。

補助事業者の責任において、「エネルギー使用状況の計測・報告、定期報告(アンケート)の回答を行うこと」を重要事項説明書類に明記し、期間内に回答すること。(P12、交付要件⑩参照)

(2)定期報告(アンケート)

Q1. いつから？

A1. 分譲住宅の「新築入居後の4月1日または10月1日のうち早い日」から。

Q2. いつまで？

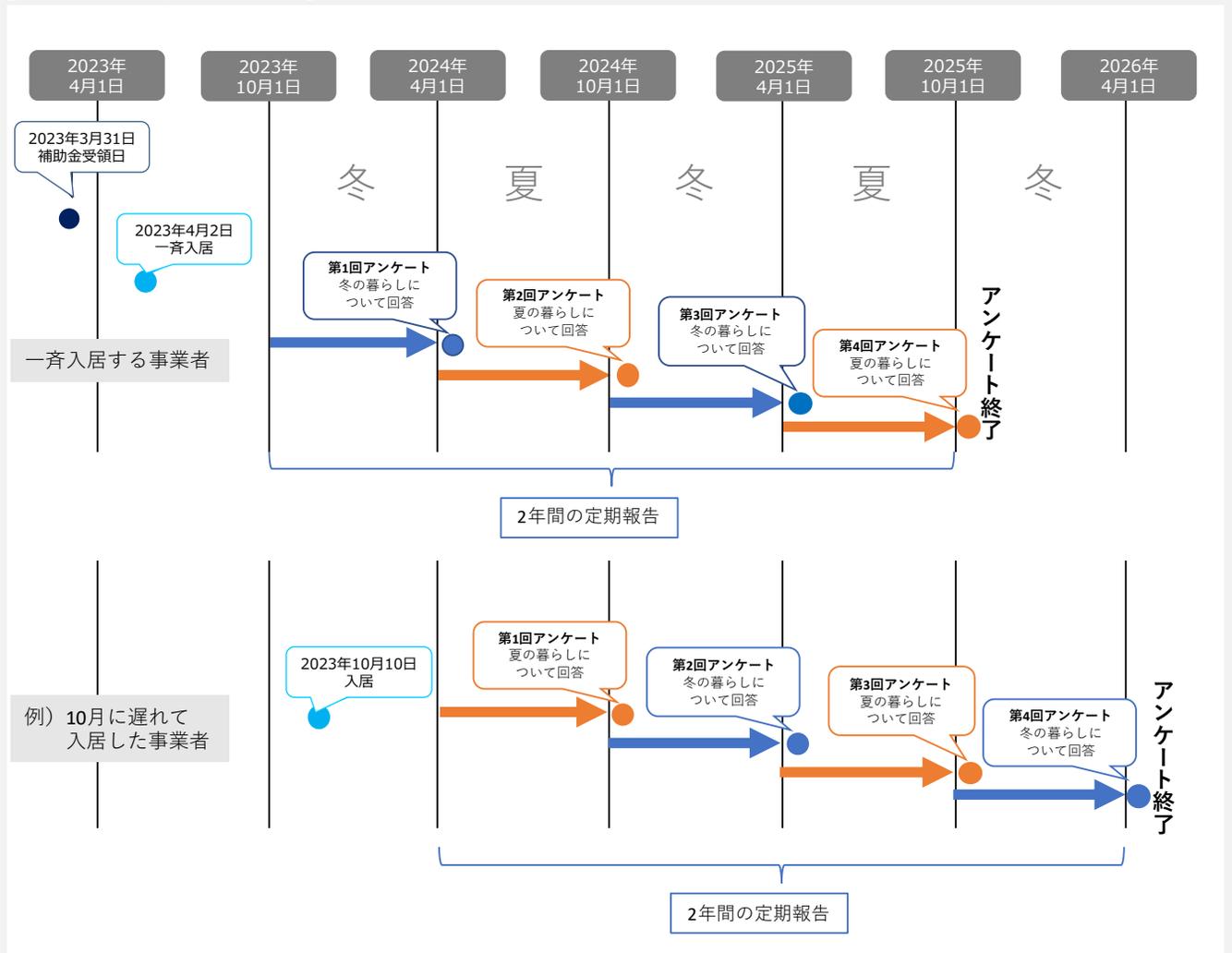
A2. 報告開始から2年間(計4回)

Q3. 実施方法は？

A3. 事業継承者(居住者)あてにSIIからWEBアンケートの案内メールを**半年ごとに計4回**送付する。
事業継承者は、パソコン、タブレット、スマートフォンなどを使い期日内に必ず回答すること。

※遅れて入居した事業継承者も、入居後の4月1日または10月1日のうち早い日から半年ごとに定期報告(アンケート)に計4回回答すること。

【アンケート回答のイメージ】



上記によらないケースについては、SIIに相談すること。

3章 事業要件

3 事業要件

3-1 補助事業の要件

(1) 申請者の区分と留意事項

申請者区分		留意事項	備考
建築主等	分譲	<ul style="list-style-type: none"> デベロッパーなどの事業主体が補助金の交付を受ける場合、管理組合が組織された後、共用部について速やかに補助事業を管理組合に承継する手続きを行うとともに、専有部については別途承継の手続きをSIIに対して行うこと。 その際、住宅用途にかかる共用部に付随する補助対象設備は原則共用設備として管理組合に譲渡し、エネルギー消費の実績報告や取得財産等の適正管理など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類(契約書等)の提示ができること。 区分所有建物の場合、申請時に区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成(建替え決議の成立)により、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。ただし、規約と事業に関する集会の決議を提出する。 	最終年度の確定検査時に登記を確認する。
	賃貸	<ul style="list-style-type: none"> 建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とするが、代表者を定めること。 	

- ・複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。
- ・建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。
(事業スキームの事前確認が必要になるので、申請前にSIIへ相談すること。)

(2) 補助対象建築物

補助対象建築物、補助対象外建築物は以下のとおりとする。

① 補助対象建築物

以下の住棟形状及び地域区分ごとに採択枠を設け、これに該当する建築物を補助対象建築物とする。

【中層集合住宅】採択枠一覧表

住棟の種別	住棟形状	地域区分		
		寒冷地 1・2・3	温暖地 4・5・6・7	蒸暑地 8
分譲	中廊下型			
	外廊下型			
賃貸	中廊下型			
	外廊下型			

【高層集合住宅】採択枠一覧表

住棟の種別	住棟形状	地域区分		
		寒冷地 1・2・3	温暖地 4・5・6・7	蒸暑地 8
分譲	中廊下型			
	外廊下型			
賃貸	中廊下型			
	外廊下型			

- ・中廊下型とは、基準階の共用廊下が建物外皮の内側にあり、専有部の玄関扉が外気に接しない平面計画のものをいう。
- ・外廊下型とは、基準階の共用廊下が外気に接する平面計画のものをいう。

- 1) 「ZEHデベロッパー」に係る事業であること。
- 2) 延床面積は、建築確認申請の値とする。
- 3) 申請は原則建築物全体とし、部分申請はできない。
- 4) 複合建築物はSIIに相談すること。

- ② 補助対象外建築物
以下に示す建築物は補助対象外とする。

- 1) 非住宅建築物
- 2) 住宅用途部分が3層以下または21層以上の集合住宅。

【参考】本事業は環境省が実施する「低層ZEH-M促進事業※1」及び経産省が実施する「超高層ZEH-M実証事業※2」との連携事業であり、3層以下の集合住宅は「低層ZEH-M促進事業」の補助事業、21層以上の集合住宅は「超高層ZEH-M実証事業」の補助事業となるため、本事業には申請できない。

- ※1 「低層ZEH-M促進事業」については当該事業の公募要領を確認すること。
※2 「超高層ZEH-M実証事業」については当該事業の公募要領を確認すること。

(3) 8地域における交付要件

8地域においては、主に夏期の冷房負荷軽減のため、以下要件のいずれか1つ以上を採用すること。

- ① 通風の積極利用
建設地風況や設置高低差を考慮した開口部配置、通風勝手口、欄間付き建具、格子戸など屋外の自然風を効果的に取り込み、住戸内の通風を促進する設計手法を取り入れること。
 - ② 効果的な日射遮蔽
庇や外付けルーバーによる日除け、日射反射、通気層の設置などによる日射遮蔽効果を促進する設計手法を取り入れること。
 - ③ 最上階の屋上断熱強化
屋根断熱、または最上階の天井断熱により、屋上面からの貫流熱の軽減を図る設計手法を取り入れること。
- (注1) 複数の手法を導入した場合、組合せによっては個々の効果が軽減される可能性もあるので注意すること。
(注2) 採用した技術の概要及び、定性・定量的効果を説明する資料を提出すること。
(注3) 植栽など外構計画(屋上緑化、壁面緑化)による冷房負荷軽減策を行う場合も①②③のいずれかを導入した上で行うこと。

(4) 補助対象経費と項目

補助対象経費の区分は、以下のとおりとする。

補助対象経費区分	対象	項目
設計費	住棟全体	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能の表示に係る費用(住戸BELS取得費用を含む) ・交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用
設備費	専有部	高性能断熱材、高性能窓、高効率空調設備、高効率給湯設備、高効率換気設備、高効率照明設備(人感センサー制御付きのダウンライトに限る)、蓄電システム、HEMS、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、液体集熱式太陽熱利用システム、V2H充電設備(充放電設備)等の導入に要する費用
	共用部	高効率空調設備、高効率換気設備、高効率照明設備(昼光センサー又は人感センサー制御付きの器具に限る)、蓄電システム、MEMS、CLT、V2H充電設備(充放電設備)、EV充電設備等の導入に要する費用
工事費	専有部及び共用部共通	補助対象設備の導入に不可欠な工事に要する費用 (専有部に導入する蓄電システムおよびV2H充電設備(充放電設備)、EV充電設備の工事費は補助対象外)

<注意事項>

他の補助事業等との調整

補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金ならびに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)が含まれていないこと。

他の補助事業に申請している事業や、既に他の補助金等の交付を受けている事業は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象設備等を必ず記入する。

(5) 補助対象となる設備等の要件

補助対象となる設備等の要件は以下の表1、表2の通りとする。補助対象設備を複数台導入する場合は、すべての設備において要件・仕様を満たすこと。

(注) 補助対象設備等は新品を導入すること。

住宅の元請会社以外に補助事業者が分離発注する場合は、交付決定後に購入したものに限り。

■表1 凡例: 専有部・共用部共通の補助対象 専有部の補助対象 共用部の補助対象

区分	共用/専有	設備等の種類		対象範囲	要件となる基準・仕様					
設計費	省エネ性能の表示に係る費用			省エネ性能評価取得 ※1	住棟の評価として申請要件となるZEH-Mランクであることを示す省エネルギー性能評価の認証を取得すること。					
	設備費	専有部	高性能断熱材・高性能窓 ※2	断熱材	専有部	断熱材入値0.041以下				
開口部				・開口部材の熱貫流率(Uw)3.49以下 ・玄関ドア、勝手口は補助対象外。						
高効率空調設備 ※3			高効率個別エアコン	居室に限る	・補助対象は区分(イ)のエアコンに限る。 ・主たる居室は導入必須する。					
			高効率マルチエアコン		・補助対象は区分(イ)と同等性能のマルチエアコンに限る。 ・主たる居室は導入必須する。					
			温水パネルラジエーター		・以下で示すいずれかを満たすこと。 ①熱源設備がガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの					
			温水床暖房		パネルラジエーターにおいて提示されている同等の要件を満たすこと。					
			ヒートポンプ式セントラル空調システム ※4	専有部	地域区分	1~3	4	5~7	8	
			暖房COP		3.0以上	3.3以上	3.7以上	基準値なし		
			冷房COP		基準値なし	3.3以上				
			電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)		・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地(1・2・3地域)の場合は寒冷地年間給湯保温効率・年間給湯効率が2.7以上であること。					
			高効率給湯設備 ※5		エネルギー消費効率が94%以上(暖房機能を導入する場合の暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。					
			ガス潜熱回収型給湯機(エコジョーズ等)		熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705-2016)が102%以上であること。					
			電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)		エネルギー消費性能計算プログラムにおいて入力可能な機種であること。					
			燃料電池(エネファーム等)							
	高効率換気設備(24時間換気に係るもの)	換気方式	要件							
		ダクト式熱交換型換気設備	温度(顕熱)交換効率65%以上							
		熱交換型以外の換気設備	ダクト式換気	比消費電力が0.4W/(m³/h)以下						
	高効率照明設備	人感センサー制御付きのLEDダウンライトに限る。(センサー単体も補助対象とする)								
	HEMS	・一般社団法人エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラーであること。 ・1台で住戸の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 ・計測されたデータの表示ができること。								

区分	共用/専有	設備等の種類	対象範囲	要件となる基準・仕様
設備費	共用部	高効率空調設備	エントランス、ロビー、廊下等の設置に限る	高効率設備に限る。エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できる機器に限る。
		高効率換気設備	管理人室等、共用部の付帯設備等は補助対象外	省エネ機器及び器具に限る。
		高効率照明設備		昼光センサー又は人感センサー制御付きのLED照明に限る。(センサー単体も補助対象とする)
		蓄電システム	創蓄連携に限る	蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤
		MEMS	共用部設備	<ul style="list-style-type: none"> ・計測機器、電力量センサ、計測タップ、計測機能付分電盤など ・表示・通知装置 専用表示端末など ・制御機器、負荷設備制御装置、タップ型機器など ・通信装置(モデム、ゲートウェイ)など ・制御用配管配線及び付属品、工事部材など
工事費	専有部	工事費	補助対象設備の導入に不可欠な工事費用	据付設置工事
	共用部			

※1 交付決定日以降に取得したものであること。

※2 8地域で、3-1(3)「8地域における交付要件」(P24)に示す要素を導入する事業においては、以下の設備・建材を補助対象とする。

① 通風の積極利用に資するもの(開口部、欄間付建具、格子戸、通風制御システムなど)

② 効果的な日射遮蔽に資するもの(外付けルーバー等。なお庇、オーニング、テント、屋内ブラインド、カーテン類は補助対象外)

※3 1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。

※4 エネルギー計算において、ダクト式セントラル空調で評価される家庭用ダクト式エアコンにおいては、表内COP値ではなく、トップランナー基準で定められているAPF値を満たすことでも可とする。

※5 いずれかの設備を導入すること。

■表2

凡例: 専有部・共用部共通の補助対象 専有部の補助対象 共用部の補助対象

区分	共用/専有	設備等の種類	対象範囲	要件となる基準・仕様
追加補助対象	専有部	蓄電システム	機器本体	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の全てを満たす蓄電システムであること。 ・本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。 https://sii.or.jp/zeh/battery/search(詳細はSIIホームページの登録製品を参照) なお「R3年度ZEH補助事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とする。 ・蓄電システムの導入価格(機器費+据付設置工事費^{※6})が、蓄電容量1kWhあたり15.5万円以下の蓄電システムであること。^{※7} ・太陽光発電の送電が配分されている住宅に限る。 ・蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。 <p><導入目的> 再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。</p> <p><接続及び運用の要件> 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。(非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)</p>
		地中熱 ヒートポンプ・システム	クローズドループ オープンループ によらず一律	P33~P35参照
		PVTシステム		P36参照
		液体集熱式太陽熱 利用システム		P37参照
		V2H充電設備 (充放電設備)	設備本体	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の全てを満たす充電設備であること。 ・本事業の補助対象集合住宅に導入される充電設備であること。 ・再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電し、且つ、補助対象集合住宅に供給することが可能であること。 ・一般社団法人 次世代自動車振興センターが執行する「令和4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」で今後登録を予定している機器又は「令和2年度第3次補正予算 災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」に登録(予定含む)されている機器のうち、ECHONET Lite規格の認証登録番号を取得しているもの。 ※ 一般社団法人 次世代自動車振興センターのWebページ (http://www.cev-pc.or.jp/)に記載されている補助対象充電設備一覧 ならびにエコネットコンソーシアムのWebページ (https://echonet.jp/product/echonet-lite/)の最新情報を参照すること。 ・据付け設置できる機器であること。

※6 工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。

※7 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。

ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり2万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)

区分	共用/専有	設備等の種類	対象範囲	要件となる基準・仕様
追加補助対象	共用部	直交集成板(CLT)		P32参照
		V2H充電設備(充放電設備)	設備本体	<ul style="list-style-type: none"> 以下の全てを満たす充電設備であること。 本事業の補助対象集合住宅に導入される充電設備であること。 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電し、且つ、補助対象集合住宅に供給することが可能であること。 一般社団法人 次世代自動車振興センターが執行する「令和4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」で今後登録を予定している機器又は「令和2年度 第3次補正予算 災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」に登録(予定含む)されている機器のうち、ECHONET Lite規格の認証登録番号を取得しているもの。 ※ 一般社団法人 次世代自動車振興センターのWebページ(http://www.cev-pc.or.jp/)に記載されている補助対象充電設備一覧ならびにエコネットコンソーシアムのWebページ(https://echonet.jp/product/echonet-lite/)の最新情報を参照すること。 据付け設置できる機器であること。
		EV充電設備	設備本体	<ul style="list-style-type: none"> 以下の全てを満たす充電設備であること。 本事業の補助対象集合住宅に導入される充電設備であること。 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電することが可能であること。 一般社団法人 次世代自動車振興センターが執行する「令和3年度補正予算グリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」で今後登録を予定している機器又は「令和3年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)」に登録されている機器であること。 ※ 一般社団法人 次世代自動車振興センターのWebページ(http://www.cev-pc.or.jp/)に記載されている補助対象充電設備一覧の最新情報を参照すること。 据付け設置できる機器であること。

(6)水害等災害時の電源確保に配慮し、蓄電システムを導入する住戸への優遇について

冠水・浸水などの水害リスク(以下、水害リスクという)の恐れがある位置に電気設備や機械設備を設置すると、災害時に電力確保ができない恐れがある。

本事業では、蓄電システムの据付設置場所について、「水害等の災害時における電力確保に一定の配慮がなされた計画」とみなすことができるものについて、蓄電システムの補助額を4万円/戸を加算する。

＜水害等の災害時における電力確保に一定の配慮がなされた蓄電システム導入計画の例＞

- 1) 水害リスクのある階層の住戸用蓄電システムを、水害リスクの低い上層階や屋上等に設置する計画
- 2) 屋外(屋側を含む)に設置する蓄電システムの水害リスク回避のための架台(転倒防止策がとられたものに限る)を設置し、蓄電システムのかさ上げを図る計画
- 3) 集合住宅の敷地について、盛土等により設計地盤面を高くして建物全体の水害リスクを回避する計画

※ 1住戸に複数の蓄電システムを導入する事業であっても本優遇による加算額は1住戸4万円なので注意すること。

※ 2)または3)の措置に、地上2階以上の階層の住戸用蓄電システムの水害リスク回避が含まれる場合は、地上2階以上の階層の住戸用蓄電システムも本優遇措置の対象とする。

※ 水害リスクのない階層に導入する蓄電システムは本優遇の対象外なので注意すること。

※ 対象となる蓄電システムを本優遇の対象とする場合は、地方公共団体等が公表する水害ハザードマップや過去の水害事例の記録など(客観的にその必要性を示すことができるものに限る)補足資料を添付すること。

SIIは、添付された資料を基に優遇措置の対象であるか審査する。

(7)低炭素化に資する素材又は先進的再生可能エネルギー熱利用設備について

本事業では、補助対象住宅に低炭素化に資する素材又は先進的再生可能エネルギー熱利用設備を導入する場合、補助対象住宅の補助金額に加算する。

建材・設備等の種類		要件となる基準
低炭素化に資する素材	CLT(直交集成板)	<ul style="list-style-type: none"> ・構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版、屋根版に面的に使用されていること。 ・CLTの総使用量は、延べ面積で除した単位面積当たりの当該CLTの使用量が$0.1\text{m}^3/\text{m}^2$以上であること。 ・工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組工法又は木質プレハブ法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(国土交通省告示第1540号、平成29年9月26日公布・施行)」に準拠すること。
先進的再生可能エネルギー熱利用設備	地中熱ヒートポンプ・システム	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる設備項目ごとの機器要件を満たしていること。(P33表1参照) ・地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。 ・原則、市場流通されている製品であること。 ・ボーリング着工写真を提出できること。
	PVTシステム (太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる設備項目ごとの機器要件を満たしていること。(P36表2参照) ・原則、市場流通されている製品であること。
	液体集熱式太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・循環方式は、強制循環に限る。 ・補助対象となる設備項目ごとの機器要件を満たしていること。(P37表3参照) ・原則、市場流通されている製品であること。

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

(注) 補助対象設備等は新品を導入すること。

①直交集成板(CLT)

補助対象となる直交集成板(CLT)は、以下の全ての要件を満たすこと。

1. 国内製品においては、JAS認定工場で製造された JAS製品であること。
2. 補助対象となる建材・設備等は新品を導入すること。

補助対象住宅への 導入箇所	補助対象住宅における 使用量	施工方法
<p>構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。</p>	<p>CLT総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該CLTの使用量が $0.1\text{m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。</p>	<p>工法は問いません。</p> <p>但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(国土交通省告示第1540号、平成29年9月26日公布・施行)」に準拠すること。</p>

※1 CLTとは、Cross Laminated Timber(クロス・ラミネイティド・ティンバー)の略で、板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルのこと。

(注)CLTの導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。

②地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の全ての要件を満たすこと。
 なお、補助対象となる建材・設備等は新品を導入すること。

1. 表1に記載する要件を全て満たすこと。
2. 地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。
3. 原則、市場流通されている製品であること。
4. 中間報告時にボーリング着工写真を提出できること。

■表1

区分	対象範囲	補助要件		
工法	クローズドループ 垂直埋設型	採熱深度が 30m 以上である こと	・「クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧」(P34、図1)のいずれかの工法 であること ・地中熱交換器の総長が30m以上であること (Uチューブの場合は行き帰りを一体で測定)	
	クローズドループ 水平埋設型		「クローズドループ 水平埋設型の採 熱工法一覧」 (P34、図2)のい ずれかの工法で あること	「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」 (P34、図2)で示す「らせん状」、「蛇行」、「コイル状」の採 熱工法を採用する場合、地中熱交換器に用いるパイプの総 長は150m以上であること 「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」 (P34、図2)で示す「シート型」の採熱工法を採用 する場合、施設面積は30㎡以上であること
	オープン ループ 放流型	揚水深度が 50m 以上である こと	—	
	オープン ループ 還元井型		還元深度が50m以上であること	
	オープン ループ 浸透枡型		—	
設備 機器	地中熱ヒート ポンプ熱源 機	暖房時COP3.7以上であること		
	附随設備	システムを構成するタンク及びポンプ類、熱交換器※1、井水槽※1 等		
	放熱機器等	システムを構成する床暖房、パネルラジエーター、ファンコイルユニット等		
工事 費	工事費	システムに係る機器全ての設置費用及び、配管、断熱等の工事費用		

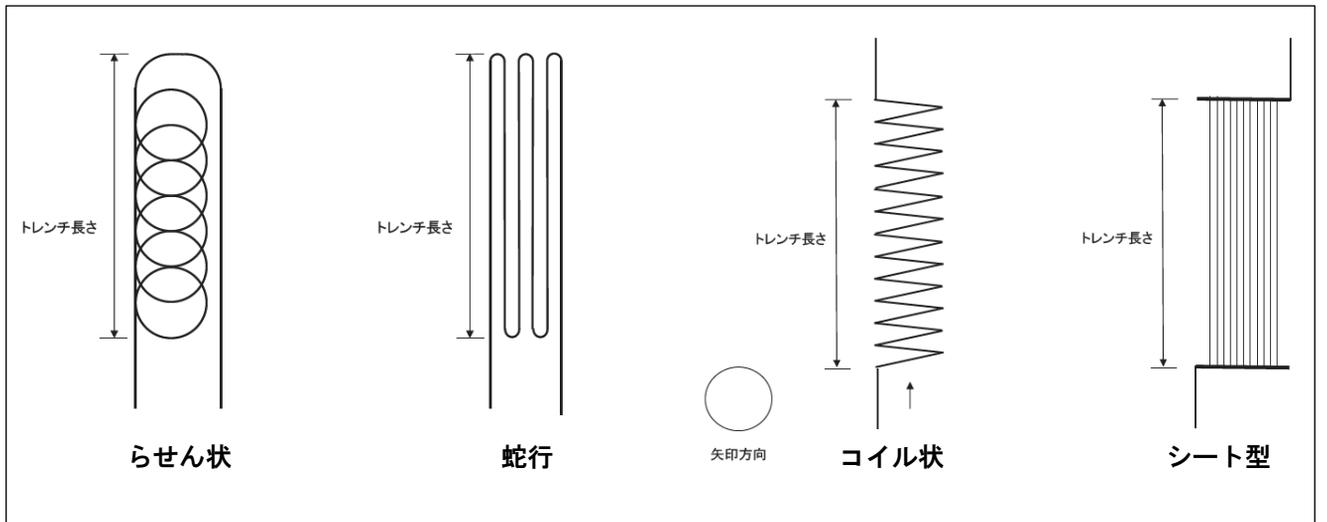
※1 オープンループの採熱工法一覧 (P35、図3) により必要な場合

■ 図1 クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧

工法 名称	ポアホール工法			杭工法			
	シングルUチューブ	ダブルUチューブ	スパイラルチューブ	杭シングルUチューブ	杭ダブルUチューブ	二重管	既存コンクリートH杭
水平断面 (例)							
垂直断面図 (例)							
口径(mm)	・100以上	・110以上	・500以上	・100以上	・100以上	・60以上	・200×200以上
杭材種(例)	—	—	—	・既存コンクリート杭 ・鋼管	・既存コンクリート杭 ・鋼管	・既存コンクリート杭 ・鋼管 ・ステンレス管	・H型既存コンクリート杭
熱交換器(例)	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・架橋ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・銅管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・銅管	・杭本体 (高密度ポリエチレン管、 鋼管、ステンレス管)	・高密度ポリエチレン管
充填材(例)	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・不凍液 ・水	・セメントミルク
熱媒(例)	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液
備考		・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。			・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。		

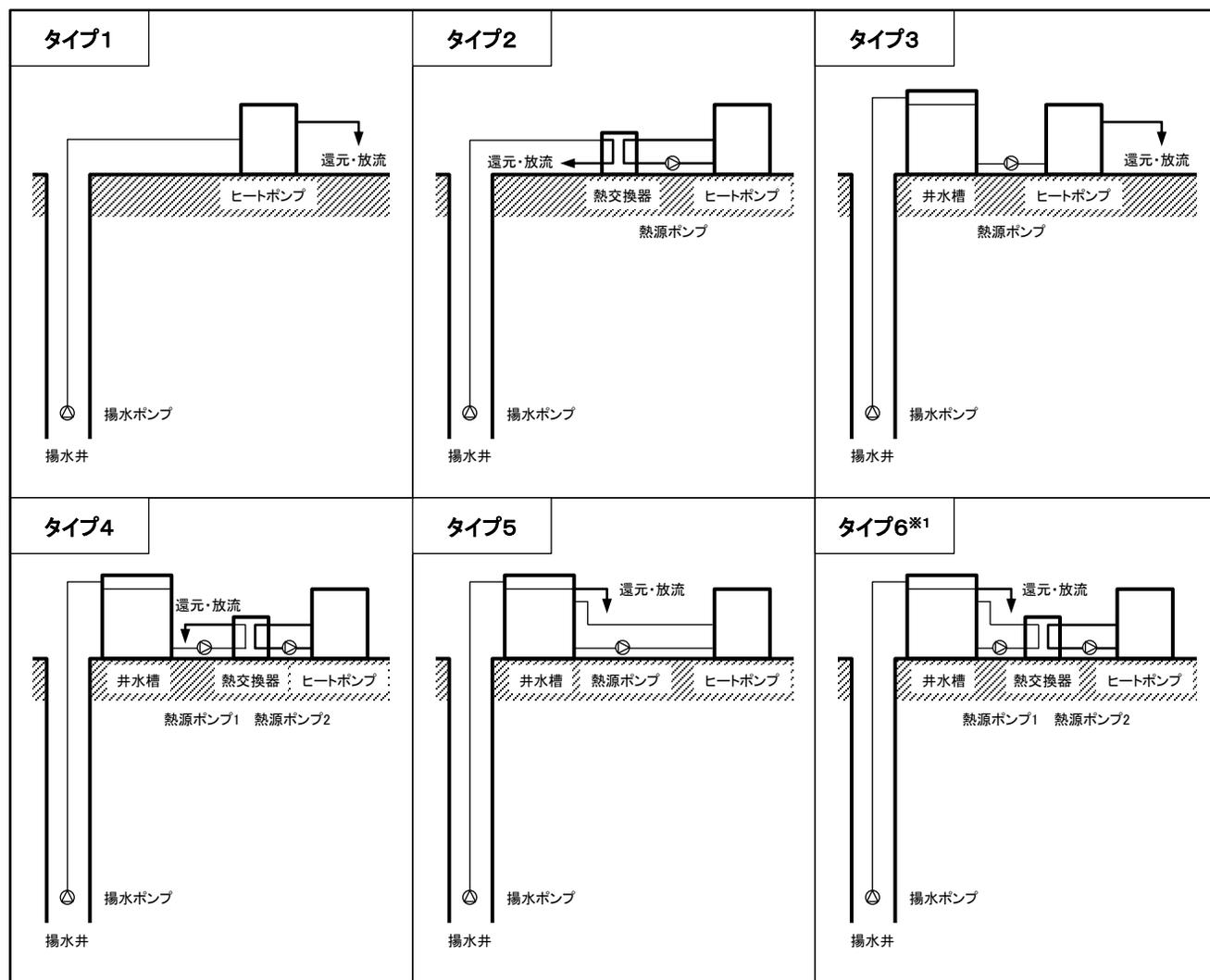
出典： 特定非営利法人 地中熱利用促進協作成の「垂直埋設型の採熱工法の一覧」より抜粋

■ 図2 クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧



出典： 国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所 「平成28年度 省エネルギー基準 (非住宅建築物) 地中熱ヒートポンプ・システムの熱源水温度計算方法」 P4 「図3 クローズドループ 水平埋設型の4方式」より抜粋

■図3 オープンループの採熱工法一覧



出典： 特定非営利法人 地中熱利用促進協作成の「オープンループ採熱工法の一覧」より抜粋

※1 タンク式の熱交換器を用いる方法。井水槽内に熱交換器が置かれ、熱源ポンプ1及びそれに付随する配管はない。

③PVTシステム(太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)

補助対象となるPVTシステムは、以下の全ての要件を満たすこと。

なお、補助対象となる建材・設備等は新品を導入すること。

1. 表2に示す「補助対象となる設備項目」ごとの補助要件を全て満たすこと。
(PVTシステムに当該設備が含まれない項目は、この限りでない)
2. 原則、市場流通されている製品であること。

■表2 PVTシステムの機器要件

区分	補助対象となる設備項目	補助要件	
空気集熱式	太陽光発電機能付き集熱器(PVT) ^{※1}	・日集熱効率10%以上であること ^{※3} ・設置するPVTパネル面積が22㎡以上あること	
	付帯設備・部材費 ^{※2}	エアーハンドリングユニット (集熱用送風機、ダンパー、熱交換器等)	集熱空気を搬送し、集熱空気を活用するための風路切り替えダンパーを備えたもの
		集熱空気用ダクト・配管	—
		蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費	補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用	
液体集熱式	太陽光発電機能付き集熱器(PVT) ^{※1}	・日集熱効率10%以上であること ^{※3} ・設置するPVTパネル面積が5㎡以上あること	
	付帯設備・部材費 ^{※2}	熱媒配管(配管、継手、バルブ等)	—
		蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
工事費	補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用		

※1 PVTパネルの集熱に係る部分のみを補助対象とする(発電部分、PVT以外の集熱器は補助対象外)。

※2 補助対象となるPVTシステムの集熱システムに付帯するものに限る。

※3 JIS A 4112に準拠した試験方法であること。

④液体集熱式太陽熱利用システム

補助対象となる液体集熱式太陽熱利用システムは、以下の全ての要件を満たすこと。
 なお、補助対象となる建材・設備等は新品を導入すること。

1. 循環方式は、強制循環に限る。
2. 表3に示す「補助対象となる設備項目」ごとの補助要件を全て満たすこと。
3. 原則、市場流通されている製品であること。

■表3 液体集熱式太陽熱利用システムの機器要件

補助対象となる設備項目		補助要件				
高効率集熱器		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根面等に太陽光発電パネルと併設された太陽熱集熱器であること ・設置する集熱器の面積が4㎡以上あること ・日集熱効率について下記要件を満たすこと <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平板形</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>真空ガラス管形</td> <td>50%以上</td> </tr> </table> 	平板形	60%以上	真空ガラス管形	50%以上
平板形	60%以上					
真空ガラス管形	50%以上					
付帯設備・ 部材費 ^{※1}	蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、 計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること				
	集熱配管	—				
	その他付属部材	—				
	補助熱源給湯器	—				
工事費		補助対象となる集熱器、付帯設備、部材の設置に係る工事費用				

※1 補助対象となる集熱システムに付帯するものに限る。

(8)補助対象とならない主な部分

P27～P29に記載の断熱工事、設備工事が補助対象となるが、補助対象とならない項目を以下に列記する。
不明点がある場合はSIIIに問合せすること。

- 実施設計
- 現場調査費、各種届出経費等
- 仮設費等
- 施工図作成費
- 建築工事のうち基礎工事、躯体工事
- 外部仕上げ工事
- 遮熱、断熱塗料
- 開口部材のうちシャッター、面格子窓手摺、玄関ドア等
- 内装、家具類(カーテン、ブラインド等を含む)
- 防災設備、防犯設備、昇降機設備
- 給排水衛生機器・工事、ガス配管工事
- 屋外設置の照明、非常時のみ点灯する非常灯、誘導灯等
- 資産計上できない設備等
- 家電に類するもの(移動式の設備機器も補助対象外とする)
- 消耗品等
- 一般管理費、現場管理費、場内搬送費、法定福利費、諸経費
- 再生可能エネルギーによる発電設備(太陽光発電・風力発電等、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電設備)
- 省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等(電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等)
- 運用にかかる経費(電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)
- 住宅外用途に係る経費
- その他、本事業の実施に必要な不可欠と認められない経費等

3-2 補助対象経費の計算方法

(1) 補助対象経費の算出手順

補助対象経費の算出手順は、以下の通りとし、導入年度毎に算出する。

【1】高断熱外皮(高性能断熱材、高性能窓)

- ・ 専有部について：住戸に係る高性能断熱材に係る費用(P41参照)に沿って住戸ごとに算出
※共用部の断熱外皮は補助対象外

【2】設備費・工事費

- ・ 定額単価表により算出 (P43~P45参照)
※定額単価において工事費は設備費に含む
- ・ 定額単価表にない設備費・工事費は見積明細を基に補助対象経費を算出
- ・ 追加補助対象は、追加補助対象の定額単価表により算出

<ポイント>

本事業では、申請者(事業者)の業務軽減を目的として、項目ごとに定額単価を定めて、これに数量を乗じて補助対象経費を簡易に算出する「定額単価積み上げ方式」を導入する。

■ 定額単価積み上げ方式により算出する補助対象経費

(A) 省エネ性能評価取得に係る費用 P40
(B) 交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用

(C) 住戸に係る高性能断熱材に係る費用 P41
断熱材、窓に係る設備・工事費

(D) 設備費・工事費 P43
空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備、HEMSなど ~ P45

これらを合算して
補助対象経費を
算出

× 1/3 = 小計①

■ 見積明細により算出する補助対象経費

(E) 定額単価積み上げ方式に該当しない設備費・工事費
共用部の設備費・工事費(MEMS、蓄電システムなど)

+

■ 定額補助

(F) 追加補助対象 P46
CLT、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、
液体集熱式太陽熱利用システム、V2H充電設備、
EV充電設備の設備費・工事費

これらを合算して
補助額を算出

= 小計②

||

申請金額 = 小計① + ②

(2)定額単価積み上げ方式により算出する補助対象経費

(A) 省エネ性能評価取得に係る費用(住戸BELS取得費用を含む)

補助対象経費の計算式	$200,000円 + (2,000円 \times \text{住戸数})$
------------	---

【例】 住戸数50戸の場合
 $200,000円 + (2,000円 \times 50戸) = 300,000円$

(B) 交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用

補助対象経費の計算式	$200,000円 + (6,000円 \times \text{住戸数})$
------------	---

【例】 住戸数50戸の場合
 $200,000円 + (6,000円 \times 50戸) = 500,000円$

(C) 住戸に係る高性能断熱材に係る費用(開口部材を含む)

算出方法

基準単価に、下表に示す3つのモデル区分毎にそれぞれ該当する係数を乗じて住戸毎に補助対象経費を算出。住戸毎に算出された補助対象経費の合計値が補助対象となる住棟の高性能断熱材に係る費用とする。

基準単価	700,000 円
------	-----------

1住戸あたりの高性能断熱材補助対象経費	700,000 円 × 住戸の床面積の係数 × 住戸の外皮性能の係数 × 住戸の位置属性の係数
---------------------	---

住戸モデル区分

【住戸の床面積】

住戸の床面積	係数
0㎡以上～35㎡未満	0.40
35㎡以上～50㎡未満	0.60
50㎡以上～65㎡未満	0.80
65㎡以上～80㎡未満	1.00
80㎡以上	1.15

【住戸の外皮性能(U_A値)】

住戸の外皮性能(U _A 値)	係数
0.3以下	2.00
0.3超～0.4以下	1.50
0.4超～0.5以下	1.10
0.5超～0.6以下	1.00

【住戸の位置属性】

住戸の位置属性		係数		
平面	断面	床面積50㎡未満	床面積50㎡以上	
			通常	妻側住戸の妻面の開口率が25%以上の場合
中住戸	中間階	1.00	1.00	—
	最下階	1.20	1.10	—
	最上階	1.50	1.40	—
角住戸	中間階	1.70	1.55	1.80
	最下階	1.80	1.65	1.90
	最上階	2.10	1.95	2.20

(注) 妻側外壁に開口のない角住戸は「中住戸」として選択すること
(判断がつかない場合はSIIへ相談すること)

【例】 住戸の床面積は62㎡、住戸の外皮性能(U_A値)は0.53、住戸位置属性は中住戸、中間階の場合
700,000円 × 0.80 × 1.00 × 1.00 = 560,000円

★専有部における住戸の位置属性は以下の図の通り



※妻側外壁に開口の無い角住戸は中住戸とする

(D)設備費・工事費の定額単価表

設備機器毎の補助対象経費は、以下の表に記載の通り。(本体・付属品・工事費を含む)

■専有部定額単価表

空調設備	個別エアコン・マルチエアコン					
	・補助対象は居室に設置する区分(い)のエアコンに限る ※マルチエアコンの場合は区分(い)と同等性能 ・主たる居室は導入必須する ・設置方法に依らず同額とする ・マルチエアコンの場合は室内機の定格冷房能力に応じ、複数を選択する	定格冷房能力	1台あたり			
		2.2 kW	150,000 円			
		2.5 kW	160,000 円			
		2.8 kW	170,000 円			
		3.6 kW	180,000 円			
		4.0 kW	190,000 円			
		5.6 kW	200,000 円			
		6.3 kW	220,000 円			
		7.1 kW以上	240,000 円			
	ヒートポンプ式セントラル空調システム					
	・熱源機の定格冷房能力に応じ総額を定める	定格冷房能力	総額			
		2.8 kW	340,000 円			
		3.6 kW	430,000 円			
		4.0 kW	480,000 円			
	・床暖房パネルを含む	5.6 kW以上	670,000 円			
		エアコン付き温水床暖房				
		定格冷房能力	1セットあたり			
	・床暖房パネルを含む	5.6 kW未満	460,000 円			
		5.6 kW以上	530,000 円			
温水床暖房						
	対象範囲	1戸あたり				
給湯機と熱源が兼用の場合	パネルー式	100,000 円				
専用熱源機設置の場合	熱源機を含むパネルー式	380,000 円				
ファンコンベクター						
・固定式に限る	暖房能力	1台あたり				
	2.6 kW未満	65,000 円				
	2.6 kW以上	80,000 円				
温水パネルラジエーター						
①「1枚あたりの金額」 × ②「係数」にて算出 ・工事費はパネル1台当たり一律定額 25,000円を加算	①		②係数			
	本体的見付面積 (高さ×幅)	1枚あたり (㎡単価)	本体奥行			高さ200mm 以下 奥行125mm 以上
			75mm 未満	75~ 150mm 未満	150mm 以上	
	0.2㎡未満	220,000 円	1.0	1.6	2.9	3.4 ※ローボーイ (床置)
	0.2~0.4㎡未満	130,000 円				
	0.4~0.7㎡未満	90,000 円				
	0.7~1.0㎡未満	70,000 円				
1.0㎡以上	60,000 円					

給湯設備	電気ヒートポンプ式給湯機(エコキュート)		
	・種別を問わず一律		1台あたり
			300,000円
	ガス潜熱回収型給湯機(エコジョーズ)		
	・給湯専用、温水暖房兼用を問わず一律	能力	総額
		20号以下	140,000円
		24号	160,000円
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリット給湯機)		
	・種別を問わず一律		1台あたり
			400,000円
燃料電池(エネファーム)			
	種別	定格出力	1台あたり
	PEFC(固体高分子形)	700W以上	1,000,000円
	SOFC(固体酸化物形)	700W以上	1,230,000円
		400W以上	990,000円
・仕様・燃料種別等による加算額	区分	加算額	
	寒冷地仕様		250,000円
	中小都市ガス事業者によるガス供給		100,000円
	LPガス仕様		120,000円
	国産天然ガスに対応する機種		60,000円
換気設備	換気設備		
	・ダクト工事費含む ・補助的設置の第三種換気設備は補助対象外	種別	1台あたり
		ダクト式第三種換気	80,000円
		ダクト式第一種換気	120,000円
	ダクト式第一種換気(熱交換有り)	160,000円	
照明設備	LEDダウンライト		
	・補助対象は人感センサー制御付きのLEDダウンライトに限る ・センサー機器も補助対象とする	種別	1台あたり
		センサー付き照明設備(又は単体のセンサー)	8,000円
HEMS	エネルギー計測表示装置(HEMS)		
	・コントローラーとしてエコネットライト規格を取得している製品であること	種別	1台あたり
		電気のみ計測	100,000円
	電気・ガス共に計測	115,000円	
蓄電システム	蓄電システム		
		以下①～③のうち、いずれか低い額 ①初期実効容量1kWhあたり6万円 ②蓄電システムの導入価格(工事費を除く) ③補助対象経費の上限 60万円/戸(住戸ごとに算出)	

■共用部定額単価表

パッケージエアコン・ビル用マルチエアコン				
空調設備	①「9. 共用部空調設備費用算出シート」にて導入タイプ毎に 室外機と室内機の組合せが同じものを定める	種別	1式	
	②室外機の定格冷房能力、室内機の台数を入力する	室外機	100,000 円 +	
	③室内機がダクトによる吹き出し方式の場合には その数を入力する	室内機1台あたり	180,000 円	
	①～③の手順で組合せ毎に金額を算出する	ダクト加算室内機1台あたり	100,000 円	
※個別エアコンは専有部と同額とする				
換気設備				
換気設備	・種別毎の定額とする	種別	1台あたり	
		天井換気扇	60,000 円	
		天井換気扇(熱交換有り)	90,000 円	
		キャビネットファン	60,000 円	
		ダクト式第一種換気(熱交換有り)	210,000 円	
		屋上設置シロッコファン	240,000 円	
LED照明				
照明設備	・補助対象は屋光センサー、人感センサー制御付きの LED照明に限る ※タイマー制御のみの照明は補助対象外 ・器具形状に係わらず設置場所により定額 ※非常灯、誘導灯は補助対象外	種別	1台あたり	
		屋内仕様	センサー付き 照明設備 (又は単体の センサー)	8,000 円
		屋外防滴仕様 (階段・廊下設置)	センサー付き 照明設備 (又は単体の センサー)	10,000 円

(F)追加補助対象の定額単価表

追加補助対象の補助額は、下表に示す金額を加算する。(本体、付属機器、施工費含む)

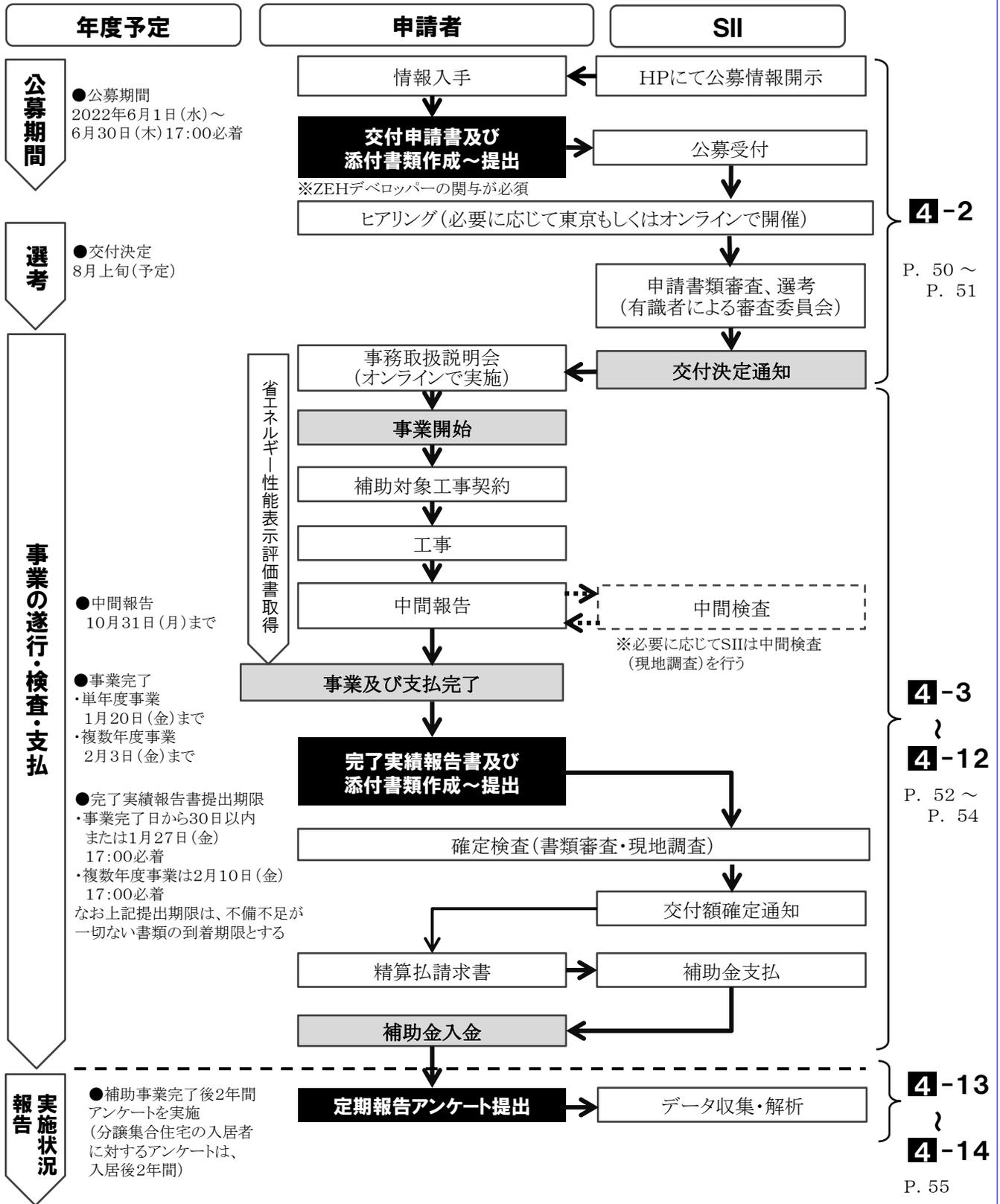
■追加補助対象定額単価表

	補助対象設備等	補助額の算出方法
追加補助対象	直交集成板(CLT)	・1m ³ あたり10万円(地域区分・建物規模によらず全国一律) (補助額上限:1棟あたり1,500万円)
	地中熱ヒートポンプ・システム	・定額90万円/戸(クローズドループ・オープンループによらず一律)
	PVTシステム	・液体式 パネル面積5㎡以上8㎡未満:定額65万円 パネル面積8㎡以上:定額80万円 ・空気式 パネル面積22㎡以上:定額90万円
	液体集熱式 太陽熱利用システム	・パネル面積4㎡以上6㎡未満:定額12万円 ・パネル面積6㎡以上:定額15万円
	V2H充電設備 (充放電設備)	以下①～③のうち、いずれか低い補助金額を加算する。 ①見積明細により算出する補助対象経費(設備費 [※])の1/3 ※V2H充電設備(充放電設備)の工事費は、補助対象外 ②「令和4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」又は「令和2年度第3次補正予算 災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において公表・登録されているV2H充電設備(充放電設備)の「センター承認本体価格 [※] 」の1/3 ※各メーカーが定める販売価格とは異なる。 ③補助額上限80万円/台
	EV充電設備	以下①～③のうち、いずれか低い補助金額を加算する。 ①見積明細により算出する補助対象経費(設備費 [※])の1/3 ※EV充電設備の工事費は、補助対象外 ②「令和3年度補正予算クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」又は「令和3年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)」において公表・登録されているEV充電設備の「センター承認本体価格 [※] 」の1/3 ※各メーカーが定める販売価格とは異なる。 ③補助額上限80万円/台

4章 事業の実施

4 事業の実施

4-1 事業スケジュール



4-2 公募～交付決定

(1) 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行う。
SIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh_m04/zeh_mh/public.html)に公募情報を掲載する。

(2) 交付申請

申請者は公募要領を熟読の上、「交付申請の方法」及び「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、申請に必要な書類を「正」「副」2冊作成し、「正」を公募期間中にSIIへ提出すること。
 (「副」は手元に必ず保管すること)
申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないため、注意すること。

(3) 審査

① 審査方針

SIIは提出された申請書類の審査を行う一貫として、事業内容等について申請者にヒアリングを実施する場合がある。
 (東京もしくはオンラインで実施)

< 審査項目 >

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしている。
- 申請者の資金調達計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(直近の決算において、少なくとも債務超過でない)と見込まれる。
- 見積明細により算出する補助対象経費は、当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として、算定されているものである。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金、ならびに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)が含まれない。
- 申請書類の不備、不足、偽り等で、審査の継続が不可能であるとSIIが判断した場合は不採択とする。

② 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	内容
省エネ性能 (住棟評価)	・再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費削減率
外皮性能	・住戸平均値(1～7地域:U _A 値、8地域:8地域における要件の採用数) ・外皮総面積に対する開口比率
再生可能エネルギー	・太陽光発電による再生可能エネルギーの導入及び住戸への供給割合 (中層:半数以上の住戸へ供給されているか) (高層:再生可能エネルギーの導入有無、住戸への供給有無) ・目指すべきZEH-Mランク以上のものを取得する事業 ・居住者が使用可能なV2H(太陽光発電の創エネを活用することを目的としたものに限る)の導入有無
エネルギー計測報告	・各住戸のエネルギー使用状況をエネルギー区分ごとに計測し、報告できるか
広報計画の ZEH普及促進に かかる積極度	・ZEH-Mの広報計画(メディア掲載計画の種別) ・入居者に対する光熱費の削減効果、健康・快適性等の表示 ・取得した住戸BELSの表示有無
レジリエンス強化	・水害等災害時における電源確保の配慮
審査委員による加点	・その他審査委員による評価

③ 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を実施する。

④ 補助事業の選定

ZEH-M設計ガイドラインにおける建物の規模、形状、地域の多様性等を確保するため、以下の方法により補助事業を選定する。

- 1) 申請を受けた事業について、評価項目ごとに審査基準(省エネ性能、外皮性能、開口比率を重視)に定めた配点で総合点を算出する。
- 2) 採択枠一覧表の採択枠ごとに、総合点が最も高い事業から順に採択候補事業を選出する。
※補助事業の多様性(立地、建物形状、建築構造など)の確保を目的として、1つの採択枠を複数に分割する場合がある。
- 3) 上記採択候補を選出しても事業規模に満たない場合は、残りの事業については、2)の方法を繰り返し、事業規模の範囲内で順次採択候補事業を選出する。
- 4) 以上により選出された採択候補事業を審査委員会に諮り、事業規模の範囲内で採択事業を決定する。この際、複数年度事業に於いては2年度目以降の申請内容も総合的に考慮する。

(4) 交付決定

SIIは、採択事業について交付決定を行う。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付ならびに交付額を確定するものではない。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消しとなる場合がある。

審査の結果については、交付規程に従って採択、不採択に係らず申請者に通知する。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられないことを了承すること。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げを条件に交付決定する。

(5) 事務取扱説明会

交付決定を受けた補助事業者には補助事業の遂行についての事務取扱説明会をオンラインで実施する予定。事業遂行に係る重要な説明を行うので採択事業者は必ず参加すること。

(6) 採択事業の公表

- ① SIIに提出された申請や報告の情報(事業者名、事業概要、補助金交付決定額等)は、国またはSIIから公表される場合がある。
なお、交付決定等に関する情報はジービズインフォ※においてオープンデータとして原則公表される(個人申請を除く)。
- ② SIIホームページでは、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。
- ③ 個人事業主による申請の場合は、補助金交付決定額は原則公表しない。

※ 「ジービズインフォ」Webサイト:<https://info.gbiz.go.jp/>

4-3 補助事業の開始

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた後に、初めて、補助事業の開始(工事等の契約、発注、着手)が可能となる。

なお、交付決定日前に契約・発注等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなる。

したがって、補助対象となる工事等の契約・発注・着手等を行うにあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 発注日、契約日は、SIIの交付決定日以降とする。
なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ② 定額により算出した補助対象費用以外の工事項目については、以下の要領にて費用の妥当性を示すこと。
 - ・ 原則として交付決定日以降に3社以上の見積り、または競争入札によって発注先を決定する。
 - ・ 補助事業者が専門工事業者を3社以上の見積りにより選定し工事金額を決め、工事管理費用をコストオンして元請会社と工事契約を締結し、元請会社と専門工事業者が決められた工事金額で下請契約をするコストオン契約も可とする。なお、コストオンフィーは補助対象外とする。
 - ・ 事業期間を考慮し、公募開始後から交付決定日前に行った3社以上の見積り依頼及び見積り・入札結果を認めるが、加えて事業の進め方に関してSIIに事前に相談し、交付決定がされた場合に備え、事業完了後の確定検査時に必要な書類を整備しておくこと。その場合においても工事の契約・着手の開始は必ずSIIの交付決定日以降に行うこと。
 - ・ 設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペ(省エネ性能評価を含んだもの)により設計者や施工請負業者が決定している場合は、業者決定についてその結果を認める(3社以上の見積りは不要)。ただし、補助対象範囲に関する契約は交付決定日以降とすること。
 - ・ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にすると共に、価格の妥当性についても根拠を明確にする。
- ③ 契約・発注形態は建築躯体と設備の一括発注、設備一括発注、設備区分ごとの分離発注のいずれも可とする。
- ④ 補助事業全体の内容・金額が把握できるように、関連する補助対象外部分も含む契約とする。工事区分は適宜細分し各設備の導入費用を明確にする。
- ⑤ 当該年度に実施された補助対象経費の支払いは、当該年度の交付決定日から事業完了日までの間とする。
- ⑥ 複数年度に渡る事業を一括で契約・発注する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようにする。ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。

4-4 中間報告

補助事業者は、補助事業を開始し補助対象設備・工事の契約締結を行った後、中間報告を行うこと。

原則、中間報告は補助対象設備・工事の契約締結後30日以内もしくは10月31日のいずれか早い日までにSIIへ提出すること。

なお、SIIは必要に応じて中間検査(現地調査)を行うことがある。

4-5 補助事業の注意事項

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、速やかにSIIに報告し、SIIの指示に従うものとする。また、実施設計の結果、一次エネルギー消費削減率が交付決定時から下回る場合は、採択取消しとなることがあるので注意すること。

4-6 省エネルギー性能評価の認証取得

補助事業者は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により、交付申請時に示したZEH-Mランクである旨が示された省エネルギー性能評価の認証を事業完了までに受け、「省エネルギー性能表示」及びその表示に関する「評価書」の写しを完了実績報告書と併せて提出すること。

※複数年度事業の場合も、初年度の完了実績報告時までに取り得・提出すること。

省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー消費削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、または本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができないので注意すること。

第三者の評価による省エネルギー性能表示取得は、原則として申請時と同じ計算方法を用いること。

【参考】国土交通省ホームページ

- 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2020年3月1日)
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html
- 建築物省エネ法の概要パンフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001204678.pdf>

4-7 補助事業の完了

以下の全てが完了した時点をもって補助事業の完了とする。

- ・全ての補助対象工事完了及び、工事請負業者等からの補助対象工事の引渡し
 - ・補助対象工事に関する全ての支払いの完了※1
 - ・建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等)の認証取得
- ※1 支払いは現金払い(金融機関による振込)で行うこと。(小切手及び手形払い不可)

期日以内に以上のいずれかひとつでも完了しなかった場合は、交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。

4-8 報告及び交付額の確定

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内またはSIIが定める期日のいずれか早い日までに、「完了実績報告書」をSIIに提出する。
- ② SIIは「完了実績報告書」を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、「本事業の交付要件」と「その補助事業の交付決定の内容」に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に速やかに通知する。
- ③ 申請どおりの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請どおりの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。
- ④ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

4-9 確定検査(書類審査・現地調査)

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払うこと。

4-10 補助金の支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

共同申請の場合は、SIIに相談すること。

4-11 取得財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部または一部をSIIに納付させることができるものとする。

<分譲集合住宅における重要事項>

ZEHデベロッパーなどの事業主体が補助金の交付を受ける場合、住宅専有部については、不動産売買契約時に入居者へ、住宅共用部については、管理組合が組織された後、管理組合へ、速やかに補助事業を承継する手続きをSIIに対して行うこと。

その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「取得財産の適正管理」、「エネルギー管理支援サービスの加入(ある場合のみ必須とする)」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類(契約書等)の提示ができること。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は、原則「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成20年5月15日(令和2年12月18日改正)大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

4-12 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

交付決定後に交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚等した場合は、審査の結果に係らず交付決定の修正または取消の措置を講じることがある。

また、万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

【注意事項】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者と設計者及び施工者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではない。
万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しない。
- ② 申請者及びZEHデベロッパーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはならない。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な提案・申請をすること。
不正をしたことが明らかになった場合は補助金の支払いを行わない。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行うこと。

(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”を確認すること。

4-13 実施状況の報告(定期報告アンケートについて)

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業者(事業継承を受ける者を含む)は報告を必ず行うこと。(P20～P21補足④参照)

※報告されたエネルギー使用状況は個人情報を除いて国またはSIIから公表される場合がある。

4-14 「ZEH-M実現に向けたZEH-M設計ガイドライン作成」のための情報開示

本事業は、ZEH-M設計ガイドライン策定業務に必要な情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。

したがって、ZEH-M設計ガイドライン作成のため、補助事業者から提出される以下のデータについて、使用及び公表を行うことがある。正当な理由なく、これらの情報の提出がなかった場合には、補助金の交付決定の修正、取消または返還を求めることもあるので注意すること。

- 全景写真(またはパース図等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<エクセルシート>及び、計算結果(外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要(地域区分、構造、階数、建築面積、延床面積等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要(採用省エネルギーシステム概念図、仕様等)

※なお、ZEH-M設計ガイドラインの作成に際しては、個人情報等に配慮して、提供された情報を取り扱う予定である。

※別途、省エネルギー効果検証のための取材等の協力依頼が行われることがある。

4-15 補助事業に係るデータの取り扱い

本事業では、申請情報や補助金交付後の補助対象建築物の運用データを調査、分析するとともに、その分析結果を広く公表する。

また、ZEH-M実現に資する事例の紹介や補助金を受領した事業者からの成果報告も併せて公表する。

【参考】「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業調査結果(2021年版)」

<https://sii.or.jp/opendata/#prj6>

本事業の採択事業について得られた情報も、調査・分析の対象となり、その分析結果はZEH-Mの実現と普及を目的として広く公開することについて、あらかじめ了承すること。

4-16 よくある質問について

SIIホームページに「よくある質問」を掲載しているので、確認すること。

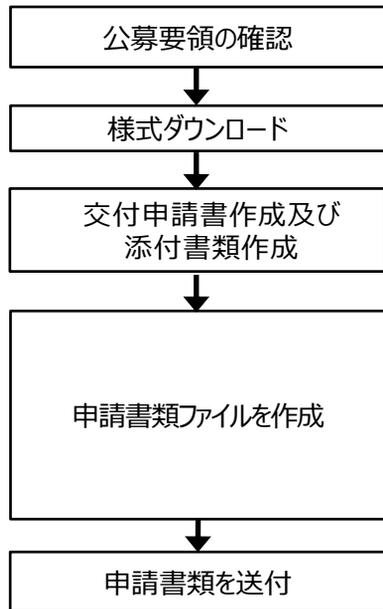
https://sii.or.jp/moe_zeh_m04/zeh_mh/faq.html

5章 交付申請の方法

5 交付申請の方法

5-1 申請について

(1) 申請の流れ 申請については以下の方法で行う。



- 公募要領の内容をよく確認する。
※ 書類不備は不採択の要因と成り得るので注意すること。
- SIIホームページ内の「公募情報」ページより、様式をダウンロードする。
- エクセル様式へ入力し、書類を作成・出力する。
● 添付書類を作成する。
- 「5-3 申請書類リスト インデックス名」を参考に、ファイル及びインデックスを作成する。
- 以下の書類を、申請書類ファイルに綴じる。
 - ・ エクセル様式で作成し出力した書類、自由書式の書類
- 「申請書類リスト」に則り、必要書類をファイリングし、申請書類を公募期間内にSIIへ送付する。
入力したエクセル様式のデータを指定のメールアドレスへ送付する。
- 副本は申請者にて保管すること。(誤ってSIIへ副本を提出した場合、SIIは申請者へ着払いにて返送するので注意すること)

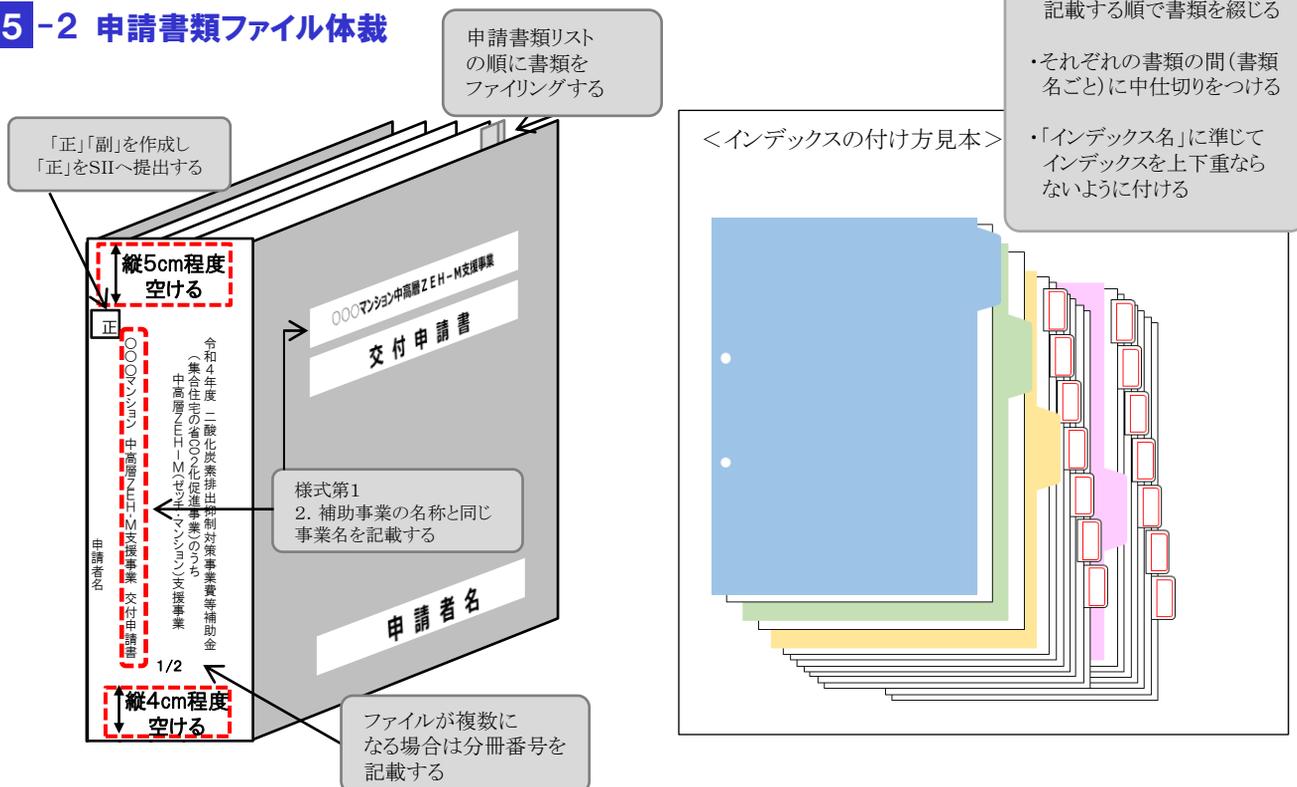
(2) 公募期間

以下の期間で申請の受付を行う。

公募期間 : 2022年6月1日(火)～2022年6月30日(水) 17:00必着

事業期間 : 交付決定日(2022年8月上旬)～2023年1月20日(金)まで

5-2 申請書類ファイル体裁



5-3 申請書類リスト(1/2)

提出区分:

必須

提出必須

該当

該当する場合は提出必須

インデックス名	書類名	作成形式	提出区分	データ提出	特記事項
チェックシート	提出書類チェックシート	指定	必須	●	
①交付申請書	様式第1 交付申請書	指定	必須	●	申請者の押印不要
	別紙1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分	指定	必須	●	
	別紙2 暴力団排除に関する誓約事項	指定	必須	●	
	別紙3 役員名簿	指定	該当	●	・共同申請の場合は、全申請者分提出すること ・個人申請の場合は不要
②誓約書	誓約書	指定	必須	●	・共同申請の場合は、全申請者分署名すること ・申請者の押印不要
③実施計画書	1. 申請者の詳細	指定	必須	●	
	2. 全体概要	指定	必須	●	A3サイズでカラー印刷
	3. 補助事業概要図	指定	必須	●	A3サイズでカラー印刷
	4. 5. 事業予定・補助事業実施体制	指定	必須	●	
	6. 住戸情報入力	指定	必須	●	A3サイズでカラー印刷
	7. パネルラジエーター設備費用算出シート	指定	該当	●	
	8-1~4. 共用部定額単価算出シート	指定	該当	●	
	9. 共用部空調設備費用算出シート	指定	該当	●	
	10. 費用明細書(共用部)	指定	該当	●	
	参考見積書	写し	該当		定額単価積み上げ方式を用いない設備を導入する場合は「10. 費用明細書(共用部)」と併せて必ず提出すること
	11. 補助対象経費総括表(まとめ)	指定	必須	●	
	12-1~4. 補助対象経費総括表(1年目)(2年目)(3年目)(4年目)	指定	必須	●	
	13. 家庭用蓄電システム明細(専有部)	指定	該当	●	蓄電池を専有部に導入する場合、提出すること
	14. 水害等の災害時の電源確保に配慮した蓄電システム導入計画の詳細	指定	該当	●	水害等の災害対策に対する補助額の加算を受ける場合、提出すること
	15. 追加補助対象となる設備等の補助金額集計表	指定	該当	●	追加補助対象となる設備等を導入する場合、提出すること
	16. 直交集成板(CLT)明細	指定	該当	●	直交集成板(CLT)を導入する場合、提出すること
	17. 地中熱ヒートポンプ・システム明細	指定	該当	●	地中熱ヒートポンプ・システムを導入する場合、提出すること
	18. PVTシステム明細	指定	該当	●	PVT(太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)システムを導入する場合、提出すること
	19. 液体集熱式太陽熱利用システム明細	指定	該当	●	液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合、提出すること
	20. V2H充電設備(充放電設備)明細(専有部)	指定	該当	●	V2H充電設備(充放電設備)を専有部に導入する場合、提出すること
	21. V2H充電設備(充放電設備)・EV充電設備明細(共用部)	指定	該当	●	V2H充電設備(充放電設備)または、EV充電設備を共用部に導入する場合、提出すること
	22. エネルギー計測計画図	指定	必須	●	
	23. 工程表	指定	必須	●	A3サイズでカラー印刷
④財務資料	直近3年分の財務諸表・決算短信表(単独決算)等の写し	写し	必須		・個人の場合は、確定申告書の写しを提出すること ・共同申請の場合は、全申請者分提出すること
⑤土地登記簿等	土地登記簿謄本(登記情報提供サービスの出力可)	写し	必須		未取得の場合は、その旨と取得時期を説明した紙面を添付すること
	土地賃貸契約書	写し	該当		土地が賃貸の場合は提出必須
⑥建物図面	建物案内図	自由	必須		複数年度事業は、各階平面図および断面図または矩計図に住戸毎で補助対象設備等の導入年別(1年目は赤、2年目は青、3年目は緑、4年目はオレンジ)に色分けしてマーキングすること
	建物配置図	自由	必須		
	建物概要	自由	必須		
	各階平面図	自由	必須		
	建物立面図	自由	必須		
	断面図または矩計図	自由	必須		

5-3 申請書類リスト(2/2)

提出区分:

必須

提出必須

該当

該当する場合は提出必須

⑦設計図	断熱/空調/給湯/換気/照明/太陽光発電設備/蓄電システム/ HEMS/MEMS/その他	自由	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・定額単価表を用いない設備を導入する場合は設備ごとに機器表/仕様書またはカタログ等を添付する ・設備工事ごとに編集しカラー印刷(例)空調設備・機器表・設備設置図
⑧追加補助設備に係る書類	平面図(兼設備設置図)	自由	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・直交集成板(CLT)、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合、提出すること ・補助対象となる建材又は設備について設置場所を記入すること
	システム構成部材一覧	自由	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・直交集成板(CLT)、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合、提出すること ・導入する建材又は設備の部材名、メーカー、数量、単位を記入すること
	システム構成図	自由	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・直交集成板(CLT)、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合、提出すること ・イラストや構成図等を用いて、システム全体を表現すること
	V2H充電設備(充放電設備)・EV充電設備カタログ	自由	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・V2H充電設備(充放電設備)または、EV充電設備を導入する場合、提出すること ・補助対象となる設備のカタログ又はWebカタログの表紙と該当設備が記載されているページ ・カタログには、該当設備が記載されたページに付箋を貼り、型番に蛍光ペン等でマークを入れること
	V2H充電設備(充放電設備)・EV充電設備見積明細	自由	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・V2H充電設備(充放電設備)または、EV充電設備を導入する場合、提出すること ・充電設備本体の価格が確認できること ・見積書は宛先、発行元、発行日が確認できること
	リース契約書(案)	自由	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム、太陽熱利用温水システム、V2H充電設備(充放電設備)・EV充電設備をリース契約する場合、提出すること ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること
⑨商業登記簿等	現在事項全部証明書(登記情報提供サービスの出力可)	写し	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・発行から3ヶ月以内のもの ・個人等の場合は公的機関発行の本人確認ができる書類(運転免許証の写し等)を提出すること ・共同申請の場合は全申請者分提出すること
⑩その他		自由	該当	その他申請に必要な書類がある場合
⑪データ提出		-	必須	提出「●」のデータをSII宛てにメールで提出すること

※確定申告書を送付する場合には、マイナンバー部分を黒塗りした上で送付すること。
(マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行う)

交付申請書及び添付書類の入力例

提出書類チェックシート(1/2)

提出書類チェックシート			
提出ファイル形式、書式		確認欄	
正本(正)と・副本(副)を作成し(正)に原本、(副)に「正本」のコピーを綴じていますか		✓	
A4・黒文字・片面印刷で出力を基本とし、出力方法に指定のあるものは指定に準じていますか (※書類によりカラー印刷やA3印刷といった指定があるので注意)		✓	
ファイルの種類、背表紙や表紙の記載事項は適切ですか		✓	
提出の必要な書類をすべてファイリングしていますか		✓	
インデックス付の中仕切りがそれぞれの書類の前にファイリングされていますか (※提出書類にはインデックスをつけない)		✓	
入力シートの情報が各書類にきちんと反映されていますか		✓	
主な書類等		チェック内容	
提出書類チェックシート		確認欄	
提出書類チェックシート		申請者によるチェック済のものをファイリングしていますか	✓
①交付申請書	様式第1 交付申請書	申請者の住所、名称、代表者等名は商業登記簿と整合がとれていますか (個人等の場合は公的機関発行の本人確認ができる書類(運転免許証の写し等)と整合をとること)	✓
		補助事業の名称は、補助事業を特定しやすい名称としていますか (個人申請の場合、個人名を補助事業名称に使用しない)	✓
		完了予定年月日は、 単年度事業は2023年1月20日以前の日付となっていますか 複数年度事業は2023年2月3日以前の日付となっていますか	✓
		最終年度の事業完了予定日は、 複数年度事業は最終年度の1月20日以前の日付となっていますか	✓
	別紙1	「11. 補助対象経費総括表(まとめ)」の金額と整合がとれていますか	✓
	別紙2	添付されていますか	✓
別紙3	商業登記簿に記載の役員情報と整合がとれていますか	✓	
	欄外の注意書きの通りに記載されていますか	✓	
②誓約書		共同申請の場合は全申請者分が記載されていますか	✓
③実施計画書	1. 申請者の詳細	記入(入力)した情報に誤りや抜け漏れはありませんか	✓
	2. 全体概要	A3カラーで印刷されていますか	✓
		記入(入力)した情報に誤りや抜け漏れはありませんか	✓
	3. 補助事業概要図	A3カラーで印刷されていますか	✓
		事業年度ごとの色分けが正しくされていますか	✓
	4. 事業予定	実施体制内に、公募要領P11の2-1(3)の①②③のいずれであるかが明示されていますか	✓
	5. 補助事業実施体制	実施体制がわかりやすく図示されていますか	✓
	6. 住戸情報入力	入力漏れがないか、申請者自身で最終確認を行いましたか ※入力漏れがあると正しく補助金額が算出されません	✓
	7. パネルラジエーター設備費用算出シート	導入する設備情報が正しく入力されていますか	✓
	8-1~4. 共用部定額単価算出シート	補助対象経費の算出漏れがないか、申請者自身で検算を行いましたか	✓
	9. 共用部空調設備費用算出シート	導入する設備情報が正しく入力されていますか	✓
	10. 費用明細書(共用部)	定額単価表にない補助対象設備を導入する場合入力し、申請者自身で検算を行いましたか	✓
	参考見積書	定額単価を用いない設備を導入する場合、添付されていますか	✓
		「10. 費用明細書(共用部)」と整合がとれていますか	✓
11. 補助対象経費総括表(まとめ)	補助対象経費の算出漏れがないか、申請者自身で検算を行いましたか	✓	
12-1~4. 補助対象経費総括表(1年目) (2年目) (3年目) (4年目)	補助対象経費の算出漏れがないか、申請者自身で検算を行いましたか	✓	

提出書類チェックシート(2/2)

③実施 計画書	13. 家庭用蓄電システム明細 (専有部)	導入する住戸すべてについて、住戸ごとに作成されていますか	✓
		補助対象経費や補助金申請額が正しく算出されているか、申請者自身で検算を行いましたか	✓
	14. 水害等の災害時の電源確保に配慮した蓄電システム導入計画の詳細	具体的な導入計画がわかりやすく記載されていますか	✓
	15. 追加補助対象となる設備等の補助金額集計表	補助金額の算出漏れがないか、申請者自身で検算を行いましたか	✓
	16. 直交集成板 (CLT) 明細	直交集成板 (CLT) を導入した場合添付していますか	✓
	17. 地中熱ヒートポンプ・システム明細	地中熱ヒートポンプ・システムを導入した場合添付していますか	✓
	18. PVTシステム明細	PVTシステムを導入した場合添付していますか	✓
	19. 液体集熱式太陽熱利用システム明細	液体集熱式太陽熱利用システムを導入した場合添付していますか	✓
	20. V2H充電設備 (充放電設備) 明細 (専有部)	V2H充電設備 (充放電設備) を専有部に導入した場合添付していますか	✓
	21. V2H充電設備 (充放電設備) ・ E V 充電設備明細 (共用部)	V2H充電設備 (充放電設備) ・ E V 充電設備を共用部に導入した場合添付していますか	✓
	22. エネルギー計測計画図	A4カラーで印刷されていますか	✓
		見やすくわかりやすい図で示されていますか	✓
	23. 工程表	A3カラーで印刷されていますか	✓
必須項目がすべて記載されていますか		✓	
④財務資料	財務諸表・決算短信表等	単独決算の直近3年分の資料の写しが添付されていますか	✓
⑤土地 登記簿等	土地登記簿謄本	補助対象建築物を建設する土地の登記簿の写し (発行日から3ヵ月以内のもの) を添付していますか (登記情報提供サービスの出力可) 未取得の場合は、その旨と取得時期を記載した紙を添付していますか	✓
	土地賃貸契約書	借地の場合、土地賃貸契約書の写しを添付し、契約期間が明示されていますか	✓
⑥建物図面	各種図面	必要な図面をすべて添付していますか	✓
		補助対象設備は導入事業年度の指定色にマーキングしていますか	✓
⑦設計図	断熱/空調/給湯/換気/照明/太陽光発電設備/蓄電システム/HEMS/MEMS/その他	定額単価を用いない設備を導入する場合は、設備ごとに機器表/仕様書またはカタログ等が添付されていますか	✓
		設備工事ごとに編集し、カラー印刷していますか	✓
⑧追加補助 設備に 係る書類	平面図 (兼設備設置図)	直交集成板 (CLT)、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合、添付していますか	✓
	システム構成部材一覧	直交集成板 (CLT)、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合、添付していますか	✓
	システム構成図	直交集成板 (CLT)、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合、添付していますか	✓
	V2H充電設備 (充放電設備) ・ E V 充電設備カタログ	V2H充電設備 (充放電設備) または、E V 充電設備を導入する場合、添付していますか	✓
	V2H充電設備 (充放電設備) ・ E V 充電設備見積明細	V2H充電設備 (充放電設備) または、E V 充電設備を導入する場合、添付していますか	✓
	リース契約書 (案)	蓄電システム、太陽熱利用温水システム、V2H充電設備 (充放電設備) ・ E V 充電設備をリース契約する場合、添付していますか	✓
⑨商業 登記簿	現在事項全部証明書	発行から3ヵ月以内の写しが添付されていますか (登記情報提供サービスの出力可)	✓

様式第1 交付申請書

本書類は、入力シートより転記される

様式第1

2022 年 6 月 3 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上 孝 殿

公募期間内の日付であることを確認

104-0000

申請者1 住所 東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
名称 〇〇〇株式会社
代表者等名 代表取締役 環境 太郎
生年月日

押印不要

生年月日は個人申請のみ入力されていること

令和4年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業)

交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（集合住宅の省CO2化促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業）交付要綱（令和4年4月1日環地温発第22033019号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

様式第1 交付申請書

本書類は、入力シートより転記される

記

1. 申請する補助事業

令和4年度 中高層ZEH-M支援事業

2. 補助事業の名称

〇〇〇〇マンション

事業を特定できる名称であること

中高層ZEH-M支援事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

補助金申請額が正しく算出されていることを確認すること

4. 補助金交付申請額

補助金交付申請額

3,403,000円

5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分（別紙1）

6. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 開始年月日

2022年 8月 9日

(2) 完了予定年月日

2023年 2月 3日

最終年度の事業完了予定日

2023年 12月 20日

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）

役員名簿（別紙3）

その他一般社団法人環境共創イニシアチブが指示する書面

公募要領に定められた期日内の日付であること

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙1) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(別紙1)

本書類は、「11. 補助対象経費総括表(まとめ)」より転記される

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率 (参考値)	補助金の額 (参考値)
設計費	<u>656,000</u>	<u>656,000</u>	1/3	<u>218,666</u>
設備・工事費	<u>9,555,000</u>	<u>9,555,000</u>		<u>3,185,000</u>
小計	<u>10,211,000</u>	<u>10,211,000</u>	(補助金算出額の合計に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て)	<u>3,403,000</u>
追加補助対象となる設備等 (設備費・工事費)	-	-	定率または定額 (それぞれの補助金算出額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て)	0
合計	<u>10,211,000</u>	<u>10,211,000</u>	-	<u>3,403,000</u>

※補助金の額 (補助金算出額の合計に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て)

正しく算出されていることを申請者自身で確認すること

補助金額の上限は3億円/年

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

(別紙2) 暴力団排除に関する誓約事項

印刷し、添付すること

(別紙2)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

誓約書

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表 理事 村上 孝 殿

令和4年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業)

誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

1. **交付申請**
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者の役割及び要件等について確認し、了承している。
2. **暴力団排除**
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
3. **交付決定前の事業着手の禁止**
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
4. **重複申請の禁止**
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
5. **申請の無効**
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
6. **個人情報の利用**
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
7. **申請内容の変更及び取下げ**
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
8. **現地調査等の協力**
補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
9. **事業の不履行等**
申請者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
10. **免責**
SIIは、ZEHデベロッパー、補助事業者（補助事業を行おうとするもの）、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
11. **事業の内容変更、終了**
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。
12. **複数年度事業について**
本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではないことを了承している。
翌年度以降において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金額が減額される（状況によっては交付決定されない）場合がある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること、及び
場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となる場合があることを了承
上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。

本書類は、入力シートより転記される

2022年6月3日

申請者1 名称 〇〇〇株式会社
代表者等名 代表取締役

環境 太郎

押印不要

1. 申請者の詳細(1/2)

実施計画書

1. 申請者の詳細

(1) 申請者概要

ふりがな	<u>まるまるまるかぶしきがいしゃ</u>
法人名又は氏名	<u>〇〇〇株式会社</u>
法人番号(13桁)	<u>1234567890123</u>
代表者役職	<u>代表取締役</u>
ふりがな	<u>かんきょう たろう</u>
代表者名	<u>環境 太郎</u>
住 所	<u>104-0000</u>
	<u>東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号</u>
電話番号	<u>03-0000-1111</u>
E-MAIL(個人のみ)	<u>二</u>

(2) ZEHデベロッパー登録情報

登録名称	<u>〇〇〇株式会社</u>
登録状況	<u>登録済</u>
登録番号	<u>ZEHM00-00000-DC</u>

(3) 補助事業担当者情報

申請者1	代表担当者	<input checked="" type="radio"/>
所属部署	<u>〇〇〇部〇〇課</u>	
担当者役職	<u>課長</u>	
ふりがな	<u>まる たろう</u>	
担当者	<u>丸 太郎</u>	
住 所	<u>104-0000</u>	
	<u>東京都中央区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号</u>	
電話番号	<u>03-0000-1111</u>	
携帯電話番号	<u>090-0000-1112</u>	
E-MAIL	<u>t-maru@zehzeh.com</u>	

入力シートより
転記される

(4) 他の補助金に関する事項

他の補助金の有無	<u>有り</u>
他の補助金名	<u>〇▽□補助金</u>
他の補助金名	
他の補助金名	

他の補助金が「有り」の場合、補助金名は
正式名称を省略せずに入力されていること

本項目は
直接入力

「COOL CHOICE賛同登録」を行い
その旨をチェックすること

(5) COOL CHOICE賛同登録

政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行いました。	<input checked="" type="checkbox"/>
--	-------------------------------------

1. 申請者の詳細(2/2)

(6) 事業者の業務実績に関する事項

事業報告期間	2021年4月1日 ~ 2022年3月31日
総資産 (円)	10,000,000,000
流動資産 (円)	10,000,000,001
流動負債 (円)	10,000,000,002
純資産 (円)	10,000,000,003
売上高 (円)	10,000,000,004
経常利益 (円)	10,000,000,005

法人申請の場合
直近3年分の
財務状況が入力
されていること

事業報告期間	2020年4月1日 ~ 2019年3月31日
総資産 (円)	10,000,000,001
流動資産 (円)	10,000,000,002
流動負債 (円)	10,000,000,003
純資産 (円)	10,000,000,004
売上高 (円)	10,000,000,005
経常利益 (円)	10,000,000,006

入力シートより
転記される

事業報告期間	2019年4月1日 ~ 2020年3月31日
総資産 (円)	10,000,000,002
流動資産 (円)	10,000,000,003
流動負債 (円)	10,000,000,004
純資産 (円)	10,000,000,005
売上高 (円)	10,000,000,006
経常利益 (円)	10,000,000,007

2. 全体概要は、A3カラーで印刷すること

2. 全体概要

2. 全体概要

① 申請者概要

事業期間区分	2年度事業(1年目)	事業全体の完了予定時期	2023年 12月
補助事業の名称	〇〇〇〇マンション	ZEHデベロッパー情報が入力されていることを確認すること	
申請者名	〇〇〇株式会社		

② ZEHデベロッパー

登録名称	〇〇〇株式会社	登録番号	ZEHM00-00000-DC
登録状況	登録済		

③ 建物概要

建設予定地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号			型	CLT導入の有無	無し	
建物用途	共同住宅	住棟の種類	分譲	構造	鉄筋コンクリート造(RC造)		
地域区分	6	住戸数	32戸	住宅専有部分	2,565.00 m ²	住戸平均床面積	80.16 m ²
階数	全体	地下 0 階	地上 6 階	全体床面積	2,900.00 m ²	住宅共用部等	335.00 m ²
	住宅部分	地下 0 層	地上 6 層			住宅外用途部分	0.00 m ²

確認申請に用いる延床面積を入力すること

④ 建物性能

外皮平均熱貫流率(UA値)	住戸平均	0.55	最大	0.60	最小	0.50	
再生可能エネルギー等を含む一次エネルギー消費削減率(住棟)	43%		専有部の外皮総面積に対する開口比率	5.20%			
8地域における要件	<input type="checkbox"/> 通風の積極利用 <input type="checkbox"/> 効果的な日射遮蔽 <input type="checkbox"/> 最上階の屋上断熱強化 <input type="checkbox"/> 屋上緑化、壁面緑化 <input type="checkbox"/> その他						
太陽光パネルの設置の有無	有り	公称最大出力の合計	30.00 kW	分配方法	専有部住戸配分率	10戸	
					供給住戸割合	31.3%	
					容量の合計	20.00 kW	
					共用部	容量の合計	10.00 kW
V2H充電設備(充放電設備)	台数: 0台	設置場所		EV充電設備	台数: 0台	設置場所	
蓄電システム導入の有無	有り	地中熱・地中ポンプ・システム導入の有無	無し	PVTシステム導入の有無	無し	液体集熱式太陽熱利用システム導入の有無	無し

⑤ 一次エネルギー計算

設備用途区分		一次エネルギー消費量			
		設計値 (MJ/年)	基準値 (MJ/年)	削減量 (MJ/年)	
専有部	空調	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	暖房	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	換気	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	照明	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	給湯	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
共用部	空調	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	換気	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	照明	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
	給湯	0	0	0	
エネルギー利用効率化設備	コージェネ	総発電量	-XXXXXX	0	XXXXXX
		自家消費量	-XXXXXX	0	XXXXXX
		控除量	-XXXXXX	0	XXXXXX
		売電量	-XXXXXX	0	XXXXXX
	逆流	-XXXXXX	0	XXXXXX	
太陽光発電	総発電量	-XXXXXX	0	XXXXXX	
その他エネルギー(専有部・共用部合算値)		-XXXXXX	0	XXXXXX	
計		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	
再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費削減率				28%	
再生可能エネルギー等を含む一次エネルギー消費削減率				43%	
再生可能エネルギー等(逆流分含む)による削減率				15%	
再生可能エネルギー(太陽光発電のみ)による削減率				6.3%	
ZEH-Mの種類				ZEH-M Oriented	

計算値、単位に誤りがないことを申請者自身で確認すること

BELS評価書取得で予定している一次エネルギー消費量等をもれなく入力すること

⑥ エネルギー管理体制

該当するものにチェックをすること (複数回答可)	
補助対象建築物の住宅用途部分にかかる部分(全住戸及び住宅用途にかかる共用部)全てのエネルギー(電気・ガス)使用状況を計測・記録し、補助事業者からSIIへ一括報告できる。	<input checked="" type="checkbox"/>
HEMSを使用して各住戸のエネルギー使用状況をエネルギー区分(冷暖房、換気、給湯、照明、その他)ごとに計測し、補助事業者からSIIへ報告できる。	<input type="checkbox"/>

⑦ レジリエンス強化の対策概要（対策等を行う場合は内容の詳細を記入すること）

該当するものにチェックをすること（複数回答可、「その他」を選択した場合は下のセルに概要を入力すること）

<input checked="" type="checkbox"/>	水害時の機能確保を目的とした地上階への機械設備等の配置
<input checked="" type="checkbox"/>	停電時に太陽光発電による非常用電源確保がなされる計画
<input checked="" type="checkbox"/>	創蓄連携システムによる災害時の電力確保計画
<input type="checkbox"/>	その他（下記の記入欄に具体的に記載すること）

「その他」を選択した場合、本記入欄にその計画を具体的に記入すること

⑧ 普及促進に向けた広報計画の積極度

媒体の分類	BELS簡易表示による住棟のエネルギー消費削減率表示	広報実施開始予定年月	全住戸のBELS取得と訴求	全住戸の光熱費削減効果の訴求	快適性、健康面への言及
不動産情報媒体（WEBサイト・住宅情報誌など）掲載	有り	2022年12月	無し	無し	無し
店舗掲示物やモデルルーム内の掲示	有り	2022年12月	有り	有り	有り
屋外広告の類（工事現場の仮囲い等）	有り	2022年10月	無し	無し	無し
新聞折込広告など	有り	2022年12月	無し	有り	有り

普及促進に向けた広報計画について、プルダウンより選択すること

プルダウンに該当項目がない場合は「その他」を選択し、本記入欄に詳細を入力すること

⑧に記載し、交付決定をうけた内容は、完了実績報告時に、計画通り行ったという証拠を提出する必要がある。計画通りの広報が行われていない場合は、交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。

⑨ ZEH-Mの実現に資する導入設備等

項目	設備・システム名	システム概要（能力・性能・規模・他）	導入戸数（戸）	補助	
断熱	屋根	硬質ウレタンフォーム断熱材2種2号 50mm	32	●	
	天井	吹付硬質ウレタンフォーム断熱材 A種1H 20mm		●	
	外壁	吹付硬質ウレタンフォーム断熱材 A種1H 40mm		●	
	床	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA 60mm		●	
	開口部	アルミ樹脂複合サッシ（Low-E複層ガラス（A10以上）日射取得型）		●	
専有部	空調設備	高効率個別エアコン	主たる居室に区分（い）のエアコンを設置	32	●
専有部	空調設備	床暖房	主たる居室に床暖房を設置。熱源機は燃料電池。	32	●
専有部	給湯設備	燃料電池	SOFC方式	32	●
専有部	換気設備	ダクト式第一種換気	熱交換効率65%	3	●
専有部	換気設備	ダクト式第三種換気	比消費電力0.4W/（m ³ /h）以下	29	●
専有部	照明設備	LED照明	人感センサー付きダウンライトを設置。	32	●
専有部	その他	HEMS	電気使用量計測。	32	●
専有部	その他	蓄電システム	101号室に蓄電システムを導入	1	●
共用部	空調設備	天井埋込ビルトインエアコン	高効率エアコンの設置		●
共用部	換気設備	ダクト式第三種換気	DCモーター。エントランスホールに設置。		●
共用部	照明設備	LED照明	エントランスホールに人感センサー付きLED照明を設置。		●
共用部	その他	MEMS	計測機器、電力量センサー、計測タップ、計測機能付分電盤		●

ZEH-Mに資する設備について入力すること

3. 補助事業概要図

3. 補助事業概要図 (イラスト、設備図等を用いて事業内容を表現する)

補助事業の名称 〇〇〇〇マンション 中高層ZEH-M支援事業

補助事業者名 〇〇〇株式会社

ZEH-M実現のコンセプト

当建物は、ファミリー向けに向けての期間がメインの分譲型集合住宅で、家族が生活する場として、健康的で快適な居住性と共に経済面で有利となるよう省エネルギー化を図る必要がありました。

本事業では、高省エネ建物であるZEH-M Oriented以上を目指し、建物のバツプ化や高効率設備の導入によって、建物の省エネ性能と生活快適性の向上を両立させることを目的としています。また、周辺地域への環境配慮として、敷地内の緑化に配慮する等、入居者にも地球にやさしい高層集合住宅を構築します。

建物のバツプ化

建物居住スペースは東面道路側に配置し、南北に長い形状となっています。

窓先正面は防眩道路が視認性が必要のため窓の遮断性能を配慮しつつ、バツプデザインを採用することで自然採光が得られ、換気の効率化を図っています。

建物自体は幹線道路により太陽光が遮られることがないため道路面に窓を設け、積極的に自然光を採り入れられるよう窓利用を図っています。

高効率設備機器の導入

省エネルギーの設備として、最新の省効率空調による調湿制御を行い、省エネ換気設備の導入や防眩制御付LED照明、ヒートポンプ式給湯器、住戸には太陽光発電を導入しZEH化を推進していきます。

①高性能断熱材・窓

<補助対象内>

- 断熱材 外壁：吹付硬質ウレタンフォーム t₁*/t₂*/t₃*/t₄*/t₅*/t₆*/t₇*/t₈*/t₉*/t₁₀*/t₁₁*/t₁₂*/t₁₃*/t₁₄*/t₁₅*/t₁₆*/t₁₇*/t₁₈*/t₁₉*/t₂₀*/t₂₁*/t₂₂*/t₂₃*/t₂₄*/t₂₅*/t₂₆*/t₂₇*/t₂₈*/t₂₉*/t₃₀*/t₃₁*/t₃₂*/t₃₃*/t₃₄*/t₃₅*/t₃₆*/t₃₇*/t₃₈*/t₃₉*/t₄₀*/t₄₁*/t₄₂*/t₄₃*/t₄₄*/t₄₅*/t₄₆*/t₄₇*/t₄₈*/t₄₉*/t₅₀*/t₅₁*/t₅₂*/t₅₃*/t₅₄*/t₅₅*/t₅₆*/t₅₇*/t₅₈*/t₅₉*/t₆₀*/t₆₁*/t₆₂*/t₆₃*/t₆₄*/t₆₅*/t₆₆*/t₆₇*/t₆₈*/t₆₉*/t₇₀*/t₇₁*/t₇₂*/t₇₃*/t₇₄*/t₇₅*/t₇₆*/t₇₇*/t₇₈*/t₇₉*/t₈₀*/t₈₁*/t₈₂*/t₈₃*/t₈₄*/t₈₅*/t₈₆*/t₈₇*/t₈₈*/t₈₉*/t₉₀*/t₉₁*/t₉₂*/t₉₃*/t₉₄*/t₉₅*/t₉₆*/t₉₇*/t₉₈*/t₉₉*/t₁₀₀*/t₁₀₁*/t₁₀₂*/t₁₀₃*/t₁₀₄*/t₁₀₅*/t₁₀₆*/t₁₀₇*/t₁₀₈*/t₁₀₉*/t₁₁₀*/t₁₁₁*/t₁₁₂*/t₁₁₃*/t₁₁₄*/t₁₁₅*/t₁₁₆*/t₁₁₇*/t₁₁₈*/t₁₁₉*/t₁₂₀*/t₁₂₁*/t₁₂₂*/t₁₂₃*/t₁₂₄*/t₁₂₅*/t₁₂₆*/t₁₂₇*/t₁₂₈*/t₁₂₉*/t₁₃₀*/t₁₃₁*/t₁₃₂*/t₁₃₃*/t₁₃₄*/t₁₃₅*/t₁₃₆*/t₁₃₇*/t₁₃₈*/t₁₃₉*/t₁₄₀*/t₁₄₁*/t₁₄₂*/t₁₄₃*/t₁₄₄*/t₁₄₅*/t₁₄₆*/t₁₄₇*/t₁₄₈*/t₁₄₉*/t₁₅₀*/t₁₅₁*/t₁₅₂*/t₁₅₃*/t₁₅₄*/t₁₅₅*/t₁₅₆*/t₁₅₇*/t₁₅₈*/t₁₅₉*/t₁₆₀*/t₁₆₁*/t₁₆₂*/t₁₆₃*/t₁₆₄*/t₁₆₅*/t₁₆₆*/t₁₆₇*/t₁₆₈*/t₁₆₉*/t₁₇₀*/t₁₇₁*/t₁₇₂*/t₁₇₃*/t₁₇₄*/t₁₇₅*/t₁₇₆*/t₁₇₇*/t₁₇₈*/t₁₇₉*/t₁₈₀*/t₁₈₁*/t₁₈₂*/t₁₈₃*/t₁₈₄*/t₁₈₅*/t₁₈₆*/t₁₈₇*/t₁₈₈*/t₁₈₉*/t₁₉₀*/t₁₉₁*/t₁₉₂*/t₁₉₃*/t₁₉₄*/t₁₉₅*/t₁₉₆*/t₁₉₇*/t₁₉₈*/t₁₉₉*/t₂₀₀*/t₂₀₁*/t₂₀₂*/t₂₀₃*/t₂₀₄*/t₂₀₅*/t₂₀₆*/t₂₀₇*/t₂₀₈*/t₂₀₉*/t₂₁₀*/t₂₁₁*/t₂₁₂*/t₂₁₃*/t₂₁₄*/t₂₁₅*/t₂₁₆*/t₂₁₇*/t₂₁₈*/t₂₁₉*/t₂₂₀*/t₂₂₁*/t₂₂₂*/t₂₂₃*/t₂₂₄*/t₂₂₅*/t₂₂₆*/t₂₂₇*/t₂₂₈*/t₂₂₉*/t₂₃₀*/t₂₃₁*/t₂₃₂*/t₂₃₃*/t₂₃₄*/t₂₃₅*/t₂₃₆*/t₂₃₇*/t₂₃₈*/t₂₃₉*/t₂₄₀*/t₂₄₁*/t₂₄₂*/t₂₄₃*/t₂₄₄*/t₂₄₅*/t₂₄₆*/t₂₄₇*/t₂₄₈*/t₂₄₉*/t₂₅₀*/t₂₅₁*/t₂₅₂*/t₂₅₃*/t₂₅₄*/t₂₅₅*/t₂₅₆*/t₂₅₇*/t₂₅₈*/t₂₅₉*/t₂₆₀*/t₂₆₁*/t₂₆₂*/t₂₆₃*/t₂₆₄*/t₂₆₅*/t₂₆₆*/t₂₆₇*/t₂₆₈*/t₂₆₉*/t₂₇₀*/t₂₇₁*/t₂₇₂*/t₂₇₃*/t₂₇₄*/t₂₇₅*/t₂₇₆*/t₂₇₇*/t₂₇₈*/t₂₇₉*/t₂₈₀*/t₂₈₁*/t₂₈₂*/t₂₈₃*/t₂₈₄*/t₂₈₅*/t₂₈₆*/t₂₈₇*/t₂₈₈*/t₂₈₉*/t₂₉₀*/t₂₉₁*/t₂₉₂*/t₂₉₃*/t₂₉₄*/t₂₉₅*/t₂₉₆*/t₂₉₇*/t₂₉₈*/t₂₉₉*/t₃₀₀*/t₃₀₁*/t₃₀₂*/t₃₀₃*/t₃₀₄*/t₃₀₅*/t₃₀₆*/t₃₀₇*/t₃₀₈*/t₃₀₉*/t₃₁₀*/t₃₁₁*/t₃₁₂*/t₃₁₃*/t₃₁₄*/t₃₁₅*/t₃₁₆*/t₃₁₇*/t₃₁₈*/t₃₁₉*/t₃₂₀*/t₃₂₁*/t₃₂₂*/t₃₂₃*/t₃₂₄*/t₃₂₅*/t₃₂₆*/t₃₂₇*/t₃₂₈*/t₃₂₉*/t₃₃₀*/t₃₃₁*/t₃₃₂*/t₃₃₃*/t₃₃₄*/t₃₃₅*/t₃₃₆*/t₃₃₇*/t₃₃₈*/t₃₃₉*/t₃₄₀*/t₃₄₁*/t₃₄₂*/t₃₄₃*/t₃₄₄*/t₃₄₅*/t₃₄₆*/t₃₄₇*/t₃₄₈*/t₃₄₉*/t₃₅₀*/t₃₅₁*/t₃₅₂*/t₃₅₃*/t₃₅₄*/t₃₅₅*/t₃₅₆*/t₃₅₇*/t₃₅₈*/t₃₅₉*/t₃₆₀*/t₃₆₁*/t₃₆₂*/t₃₆₃*/t₃₆₄*/t₃₆₅*/t₃₆₆*/t₃₆₇*/t₃₆₈*/t₃₆₉*/t₃₇₀*/t₃₇₁*/t₃₇₂*/t₃₇₃*/t₃₇₄*/t₃₇₅*/t₃₇₆*/t₃₇₇*/t₃₇₈*/t₃₇₉*/t₃₈₀*/t₃₈₁*/t₃₈₂*/t₃₈₃*/t₃₈₄*/t₃₈₅*/t₃₈₆*/t₃₈₇*/t₃₈₈*/t₃₈₉*/t₃₉₀*/t₃₉₁*/t₃₉₂*/t₃₉₃*/t₃₉₄*/t₃₉₅*/t₃₉₆*/t₃₉₇*/t₃₉₈*/t₃₉₉*/t₄₀₀*/t₄₀₁*/t₄₀₂*/t₄₀₃*/t₄₀₄*/t₄₀₅*/t₄₀₆*/t₄₀₇*/t₄₀₈*/t₄₀₉*/t₄₁₀*/t₄₁₁*/t₄₁₂*/t₄₁₃*/t₄₁₄*/t₄₁₅*/t₄₁₆*/t₄₁₇*/t₄₁₈*/t₄₁₉*/t₄₂₀*/t₄₂₁*/t₄₂₂*/t₄₂₃*/t₄₂₄*/t₄₂₅*/t₄₂₆*/t₄₂₇*/t₄₂₈*/t₄₂₉*/t₄₃₀*/t₄₃₁*/t₄₃₂*/t₄₃₃*/t₄₃₄*/t₄₃₅*/t₄₃₆*/t₄₃₇*/t₄₃₈*/t₄₃₉*/t₄₄₀*/t₄₄₁*/t₄₄₂*/t₄₄₃*/t₄₄₄*/t₄₄₅*/t₄₄₆*/t₄₄₇*/t₄₄₈*/t₄₄₉*/t₄₅₀*/t₄₅₁*/t₄₅₂*/t₄₅₃*/t₄₅₄*/t₄₅₅*/t₄₅₆*/t₄₅₇*/t₄₅₈*/t₄₅₉*/t₄₆₀*/t₄₆₁*/t₄₆₂*/t₄₆₃*/t₄₆₄*/t₄₆₅*/t₄₆₆*/t₄₆₇*/t₄₆₈*/t₄₆₉*/t₄₇₀*/t₄₇₁*/t₄₇₂*/t₄₇₃*/t₄₇₄*/t₄₇₅*/t₄₇₆*/t₄₇₇*/t₄₇₈*/t₄₇₉*/t₄₈₀*/t₄₈₁*/t₄₈₂*/t₄₈₃*/t₄₈₄*/t₄₈₅*/t₄₈₆*/t₄₈₇*/t₄₈₈*/t₄₈₉*/t₄₉₀*/t₄₉₁*/t₄₉₂*/t₄₉₃*/t₄₉₄*/t₄₉₅*/t₄₉₆*/t₄₉₇*/t₄₉₈*/t₄₉₉*/t₅₀₀*/t₅₀₁*/t₅₀₂*/t₅₀₃*/t₅₀₄*/t₅₀₅*/t₅₀₆*/t₅₀₇*/t₅₀₈*/t₅₀₉*/t₅₁₀*/t₅₁₁*/t₅₁₂*/t₅₁₃*/t₅₁₄*/t₅₁₅*/t₅₁₆*/t₅₁₇*/t₅₁₈*/t₅₁₉*/t₅₂₀*/t₅₂₁*/t₅₂₂*/t₅₂₃*/t₅₂₄*/t₅₂₅*/t₅₂₆*/t₅₂₇*/t₅₂₈*/t₅₂₉*/t₅₃₀*/t₅₃₁*/t₅₃₂*/t₅₃₃*/t₅₃₄*/t₅₃₅*/t₅₃₆*/t₅₃₇*/t₅₃₈*/t₅₃₉*/t₅₄₀*/t₅₄₁*/t₅₄₂*/t₅₄₃*/t₅₄₄*/t₅₄₅*/t₅₄₆*/t₅₄₇*/t₅₄₈*/t₅₄₉*/t₅₅₀*/t₅₅₁*/t₅₅₂*/t₅₅₃*/t₅₅₄*/t₅₅₅*/t₅₅₆*/t₅₅₇*/t₅₅₈*/t₅₅₉*/t₅₆₀*/t₅₆₁*/t₅₆₂*/t₅₆₃*/t₅₆₄*/t₅₆₅*/t₅₆₆*/t₅₆₇*/t₅₆₈*/t₅₆₉*/t₅₇₀*/t₅₇₁*/t₅₇₂*/t₅₇₃*/t₅₇₄*/t₅₇₅*/t₅₇₆*/t₅₇₇*/t₅₇₈*/t₅₇₉*/t₅₈₀*/t₅₈₁*/t₅₈₂*/t₅₈₃*/t₅₈₄*/t₅₈₅*/t₅₈₆*/t₅₈₇*/t₅₈₈*/t₅₈₉*/t₅₉₀*/t₅₉₁*/t₅₉₂*/t₅₉₃*/t₅₉₄*/t₅₉₅*/t₅₉₆*/t₅₉₇*/t₅₉₈*/t₅₉₉*/t₆₀₀*/t₆₀₁*/t₆₀₂*/t₆₀₃*/t₆₀₄*/t₆₀₅*/t₆₀₆*/t₆₀₇*/t₆₀₈*/t₆₀₉*/t₆₁₀*/t₆₁₁*/t₆₁₂*/t₆₁₃*/t₆₁₄*/t₆₁₅*/t₆₁₆*/t₆₁₇*/t₆₁₈*/t₆₁₉*/t₆₂₀*/t₆₂₁*/t₆₂₂*/t₆₂₃*/t₆₂₄*/t₆₂₅*/t₆₂₆*/t₆₂₇*/t₆₂₈*/t₆₂₉*/t₆₃₀*/t₆₃₁*/t₆₃₂*/t₆₃₃*/t₆₃₄*/t₆₃₅*/t₆₃₆*/t₆₃₇*/t₆₃₈*/t₆₃₉*/t₆₄₀*/t₆₄₁*/t₆₄₂*/t₆₄₃*/t₆₄₄*/t₆₄₅*/t₆₄₆*/t₆₄₇*/t₆₄₈*/t₆₄₉*/t₆₅₀*/t₆₅₁*/t₆₅₂*/t₆₅₃*/t₆₅₄*/t₆₅₅*/t₆₅₆*/t₆₅₇*/t₆₅₈*/t₆₅₉*/t₆₆₀*/t₆₆₁*/t₆₆₂*/t₆₆₃*/t₆₆₄*/t₆₆₅*/t₆₆₆*/t₆₆₇*/t₆₆₈*/t₆₆₉*/t₆₇₀*/t₆₇₁*/t₆₇₂*/t₆₇₃*/t₆₇₄*/t₆₇₅*/t₆₇₆*/t₆₇₇*/t₆₇₈*/t₆₇₉*/t₆₈₀*/t₆₈₁*/t₆₈₂*/t₆₈₃*/t₆₈₄*/t₆₈₅*/t₆₈₆*/t₆₈₇*/t₆₈₈*/t₆₈₉*/t₆₉₀*/t₆₉₁*/t₆₉₂*/t₆₉₃*/t₆₉₄*/t₆₉₅*/t₆₉₆*/t₆₉₇*/t₆₉₈*/t₆₉₉*/t₇₀₀*/t₇₀₁*/t₇₀₂*/t₇₀₃*/t₇₀₄*/t₇₀₅*/t₇₀₆*/t₇₀₇*/t₇₀₈*/t₇₀₉*/t₇₁₀*/t₇₁₁*/t₇₁₂*/t₇₁₃*/t₇₁₄*/t₇₁₅*/t₇₁₆*/t₇₁₇*/t₇₁₈*/t₇₁₉*/t₇₂₀*/t₇₂₁*/t₇₂₂*/t₇₂₃*/t₇₂₄*/t₇₂₅*/t₇₂₆*/t₇₂₇*/t₇₂₈*/t₇₂₉*/t₇₃₀*/t₇₃₁*/t₇₃₂*/t₇₃₃*/t₇₃₄*/t₇₃₅*/t₇₃₆*/t₇₃₇*/t₇₃₈*/t₇₃₉*/t₇₄₀*/t₇₄₁*/t₇₄₂*/t₇₄₃*/t₇₄₄*/t₇₄₅*/t₇₄₆*/t₇₄₇*/t₇₄₈*/t₇₄₉*/t₇₅₀*/t₇₅₁*/t₇₅₂*/t₇₅₃*/t₇₅₄*/t₇₅₅*/t₇₅₆*/t₇₅₇*/t₇₅₈*/t₇₅₉*/t₇₆₀*/t₇₆₁*/t₇₆₂*/t₇₆₃*/t₇₆₄*/t₇₆₅*/t₇₆₆*/t₇₆₇*/t₇₆₈*/t₇₆₉*/t₇₇₀*/t₇₇₁*/t₇₇₂*/t₇₇₃*/t₇₇₄*/t₇₇₅*/t₇₇₆*/t₇₇₇*/t₇₇₈*/t₇₇₉*/t₇₈₀*/t₇₈₁*/t₇₈₂*/t₇₈₃*/t₇₈₄*/t₇₈₅*/t₇₈₆*/t₇₈₇*/t₇₈₈*/t₇₈₉*/t₇₉₀*/t₇₉₁*/t₇₉₂*/t₇₉₃*/t₇₉₄*/t₇₉₅*/t₇₉₆*/t₇₉₇*/t₇₉₈*/t₇₉₉*/t₈₀₀*/t₈₀₁*/t₈₀₂*/t₈₀₃*/t₈₀₄*/t₈₀₅*/t₈₀₆*/t₈₀₇*/t₈₀₈*/t₈₀₉*/t₈₁₀*/t₈₁₁*/t₈₁₂*/t₈₁₃*/t₈₁₄*/t₈₁₅*/t₈₁₆*/t₈₁₇*/t₈₁₈*/t₈₁₉*/t₈₂₀*/t₈₂₁*/t₈₂₂*/t₈₂₃*/t₈₂₄*/t₈₂₅*/t₈₂₆*/t₈₂₇*/t₈₂₈*/t₈₂₉*/t₈₃₀*/t₈₃₁*/t₈₃₂*/t₈₃₃*/t₈₃₄*/t₈₃₅*/t₈₃₆*/t₈₃₇*/t₈₃₈*/t₈₃₉*/t₈₄₀*/t₈₄₁*/t₈₄₂*/t₈₄₃*/t₈₄₄*/t₈₄₅*/t₈₄₆*/t₈₄₇*/t₈₄₈*/t₈₄₉*/t₈₅₀*/t₈₅₁*/t₈₅₂*/t₈₅₃*/t₈₅₄*/t₈₅₅*/t₈₅₆*/t₈₅₇*/t₈₅₈*/t₈₅₉*/t₈₆₀*/t₈₆₁*/t₈₆₂*/t₈₆₃*/t₈₆₄*/t₈₆₅*/t₈₆₆*/t₈₆₇*/t₈₆₈*/t₈₆₉*/t₈₇₀*/t₈₇₁*/t₈₇₂*/t₈₇₃*/t₈₇₄*/t₈₇₅*/t₈₇₆*/t₈₇₇*/t₈₇₈*/t₈₇₉*/t₈₈₀*/t₈₈₁*/t₈₈₂*/t₈₈₃*/t₈₈₄*/t₈₈₅*/t₈₈₆*/t₈₈₇*/t₈₈₈*/t₈₈₉*/t₈₉₀*/t₈₉₁*/t₈₉₂*/t₈₉₃*/t₈₉₄*/t₈₉₅*/t₈₉₆*/t₈₉₇*/t₈₉₈*/t₈₉₉*/t₉₀₀*/t₉₀₁*/t₉₀₂*/t₉₀₃*/t₉₀₄*/t₉₀₅*/t₉₀₆*/t₉₀₇*/t₉₀₈*/t₉₀₉*/t₉₁₀*/t₉₁₁*/t₉₁₂*/t₉₁₃*/t₉₁₄*/t₉₁₅*/t₉₁₆*/t₉₁₇*/t₉₁₈*/t₉₁₉*/t₉₂₀*/t₉₂₁*/t₉₂₂*/t₉₂₃*/t₉₂₄*/t₉₂₅*/t₉₂₆*/t₉₂₇*/t₉₂₈*/t₉₂₉*/t₉₃₀*/t₉₃₁*/t₉₃₂*/t₉₃₃*/t₉₃₄*/t₉₃₅*/t₉₃₆*/t₉₃₇*/t₉₃₈*/t₉₃₉*/t₉₄₀*/t₉₄₁*/t₉₄₂*/t₉₄₃*/t₉₄₄*/t₉₄₅*/t₉₄₆*/t₉₄₇*/t₉₄₈*/t₉₄₉*/t₉₅₀*/t₉₅₁*/t₉₅₂*/t₉₅₃*/t₉₅₄*/t₉₅₅*/t₉₅₆*/t₉₅₇*/t₉₅₈*/t₉₅₉*/t₉₆₀*/t₉₆₁*/t₉₆₂*/t₉₆₃*/t₉₆₄*/t₉₆₅*/t₉₆₆*/t₉₆₇*/t₉₆₈*/t₉₆₉*/t₉₇₀*/t₉₇₁*/t₉₇₂*/t₉₇₃*/t₉₇₄*/t₉₇₅*/t₉₇₆*/t₉₇₇*/t₉₇₈*/t₉₇₉*/t₉₈₀*/t₉₈₁*/t₉₈₂*/t₉₈₃*/t₉₈₄*/t₉₈₅*/t₉₈₆*/t₉₈₇*/t₉₈₈*/t₉₈₉*/t₉₉₀*/t₉₉₁*/t₉₉₂*/t₉₉₃*/t₉₉₄*/t₉₉₅*/t₉₉₆*/t₉₉₇*/t₉₉₈*/t₉₉₉*/t₁₀₀₀*/t₁₀₀₁*/t₁₀₀₂*/t₁₀₀₃*/t₁₀₀₄*/t₁₀₀₅*/t₁₀₀₆*/t₁₀₀₇*/t₁₀₀₈*/t₁₀₀₉*/t₁₀₁₀*/t₁₀₁₁*/t₁₀₁₂*/t₁₀₁₃*/t₁₀₁₄*/t₁₀₁₅*/t₁₀₁₆*/t₁₀₁₇*/t₁₀₁₈*/t₁₀₁₉*/t₁₀₂₀*/t₁₀₂₁*/t₁₀₂₂*/t₁₀₂₃*/t₁₀₂₄*/t₁₀₂₅*/t₁₀₂₆*/t₁₀₂₇*/t₁₀₂₈*/t₁₀₂₉*/t₁₀₃₀*/t₁₀₃₁*/t₁₀₃₂*/t₁₀₃₃*/t₁₀₃₄*/t₁₀₃₅*/t₁₀₃₆*/t₁₀₃₇*/t₁₀₃₈*/t₁₀₃₉*/t₁₀₄₀*/t₁₀₄₁*/t₁₀₄₂*/t₁₀₄₃*/t₁₀₄₄*/t₁₀₄₅*/t₁₀₄₆*/t₁₀₄₇*/t₁₀₄₈*/t₁₀₄₉*/t₁₀₅₀*/t₁₀₅₁*/t₁₀₅₂*/t₁₀₅₃*/t₁₀₅₄*/t₁₀₅₅*/t₁₀₅₆*/t₁₀₅₇*/t₁₀₅₈*/t₁₀₅₉*/t₁₀

4. 事業予定・5. 補助事業実施体制

4. 事業予定

1) 事業全体の予定

令和4年度 補助事業着手予定日	2022年8月9日
令和4年度 事業完了予定日	2023年2月3日
最終事業年度 事業完了予定日	2023年12月20日
BELS評価書取得予定日	2022年9月10日
検査済証取得予定日	2023年12月10日
建物登記事項証明書取得予定日	2023年12月25日
販売開始予定日または入居者募集開始予定日	2022年10月1日
事業者から購入者への引渡し開始予定日 (分譲のみ)	2024年4月30日

公募要領P14、19に定められた要件内の日付であること

※最終事業年度の事業完了前に必ず取得すること

※最終事業年度の完了実績報告書の提出前に必ず取得すること

※販売開始までに最終版の重要事項説明書をSIIへ提出（定期報告アンケートや財産処分に係る内容の確認）が必要なので注意すること

※最終事業年度 事業完了予定日から最低2か月以上空けること

2) 資金調達計画

補助事業の遂行に係る融資計画	無し
融資計画予定時期	
補助対象建築物に対する抵当権設定予定	

担当者情報ではなく法人情報・代表者情報であること

3) 事業に係る設計者等情報

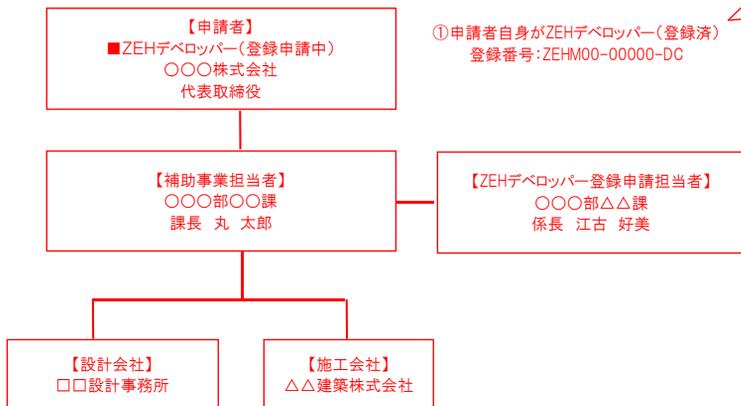
設計者	法人名称	□□設計事務所		
	代表者名	設計 次郎	事業内容	設計
	住所	〒 105-0000 東京都港区□□町□□丁目□番地□号		
建築工事	法人名称	△△建築株式会社		
	代表者名	建築 次郎	事業内容	施工
	住所	〒 100-0000 東京都千代田区△△町△△丁目△番地△号		

5. 補助事業実施体制（スキーム等で事業体制を示す）

* 公募要領P11「2-1」（3）の①～③のいずれかであることを明示する

事業の実施体制を明示すること

申請中の場合、“登録申請中”と記載すること



本項目は直接入力

8-1~4. 共用部定額単価算出シート

8-1. 共用部定額単価算出表シート

事業年度 1年目	
1) 空調設備	
導入タイプ	セット数
AC-1	
AC-2	
AC-3	
AC-4	
AC-5	
AC-6	
AC-7	
AC-8	
AC-9	
AC-10	
合計 (円)	
2) 換気設備	
種別	台数
天井換気扇	
天井換気扇(熱交換有り)	
キャビネットファン	
ダクト式第一種換気(熱交換有り)	
屋上設置シロッコファン	
合計 (円)	
3) 照明設備	
種別	台数
屋内仕様(センサー付き照明設備又は単体のセンサー)	
屋外防滴仕様(階段・廊下設置)(センサー付き照明設備又は単体のセンサー)	
合計 (円)	
4) 共用部定額単価算出表 合計	
設備	金額
空調設備	
換気設備	
照明設備	
補助対象経費(単価表にない補助対象設備)	
合計 (円)	

8-2. 共用部定額単価算出表シート

事業年度 2年目		
1) 空調設備		
導入タイプ	セット数	セット価格
AC-1	1	710,000
AC-2	1	1,120,000
AC-3		0
AC-4		0
AC-5		0
		0
		0
		0
		0
合計 (円)		1,830,000
2) 換気設備		
種別	台数	金額
天井換気扇	2	120,000
天井換気扇(熱交換有り)		0
キャビネットファン	1	60,000
ダクト式第一種換気(熱交換有り)		0
屋上設置シロッコファン		0
合計 (円)		180,000
3) 照明設備		
種別	台数	金額
屋内仕様(センサー付き照明設備又は単体のセンサー)	12	96,000
屋外防滴仕様(階段・廊下設置)(センサー付き照明設備又は単体のセンサー)	6	60,000
合計 (円)		156,000
4) 合計		
設備	金額	
空調設備	1,830,000	
換気設備	180,000	
照明設備	156,000	
補助対象経費(単価表にない補助対象設備)	310,000	
合計 (円)	2,476,000	

9.共用部空調設備費用算出シートの導入タイプごとのセット数を入力すること。

導入年度ごとに台数を入力すること。

9. 共用部空調設備費用算出シート(マルチエアコン・パッケージエアコン用)

9. 共用部 マルチエアコン・パッケージエアコン設備費用算出シート

導入タイプ	定格冷房能力(Kw)		台数	金額	導入タイプ	定格冷房能力(Kw)		台数	金額
	室外機	室内機				室外機	室内機		
AC-1		4.0	1		C-2		2.2	2	
		5.6	1				5.6	1	
		10.0							
	ダクトタイプ室内機			710,000		ダクトタイプ室内機		2	1,120,000
AC-2				金額	AC-3				金額
	ダクトタイプ室内機			0		ダクトタイプ室内機			0
AC-3				金額	AC-4				金額
	ダクトタイプ室内機			0		ダクトタイプ室内機			0
AC-4				金額	AC-5				金額
	ダクトタイプ室内機			0		ダクトタイプ室内機			0
AC-5				金額	AC-6				金額
	ダクトタイプ室内機			0		ダクトタイプ室内機			0
AC-6				金額	AC-7				金額
	ダクトタイプ室内機			0		ダクトタイプ室内機			0
AC-7				金額	AC-8				金額
	ダクト形室内機			0		ダクトタイプ室内機			0
AC-8				金額	AC-9				金額
	ダクトタイプ室内機			0		ダクト形室内機			0
AC-9				金額	AC-10				金額
	ダクトタイプ室内機			0		ダクト形室内機			0

室外機1台に紐づく室内機の台数・能力の組み合わせを「導入タイプ」として設定すること

室外機の定格冷房能力を入力すること

室外機1台に紐づく室内機の冷房能力と台数を入力すること

室内機のうち、ダクトによる吹き出しタイプの室内機台数を入力すること

11. 補助対象経費総括表(まとめ)

1 1. 補助対象経費総括表 (まとめ)

補助事業の名称	〇〇〇〇マンション	中高層ZEH-M支援事業
---------	-----------	--------------

(全体)

(単位：円)

	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額 (参考値)
設計費	656,000	656,000	0	
設備費・工事費	90,248,000	90,248,000	0	
小計	90,904,000	90,904,000	0	30,300,000
追加補助対象となる設備等	-	-	-	0
合計	90,904,000	90,904,000	0	30,300,000

▼ 各年度の内訳

(1年目)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額 (参考値)
設計費	656,000	656,000	0	218,666
設備費・工事費	9,555,000	9,555,000	0	3,185,000
小計	10,211,000	10,211,000	0	3,403,666
補助金の額 (補助金算出額の合計に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て)				3,403,000
追加補助対象となる設備等	-	-	-	0
合計	10,211,000	10,211,000	0	3,403,000

「12-1～4. 補助対象経費総括表 (1年目)～(4年目)」より転記される

全事業年度合計の補助金額の上限は8億円

(2年目)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額 (参考値)
設備費・工事費	80,693,000	80,693,000	0	26,897,666
補助金の額 (補助金算出額の合計に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て)				26,897,000
追加補助対象となる設備等	-	-	-	0
合計	80,693,000	80,693,000	0	26,897,000

(3年目)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額 (参考値)
設備費・工事費	0	0	0	0
補助金の額 (補助金算出額の合計に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て)				0
追加補助対象となる設備等	-	-	-	0
合計	0	0	0	0

申請者自身で申請前にすべての項目を検算すること

補助金額の上限は3億円/年

(4年目)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額 (参考値)
設備費・工事費	0	0	0	0
補助金の額 (補助金算出額の合計に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て)				0
追加補助対象となる設備等	-	-	-	0
合計	0	0	0	0

全ての項目が他のシートより転記されるので、内容をよく確認のうえ申請すること

12-1. 補助対象経費総括表(1年目)

申請する事業年度数分、作成すること

12-1. 補助対象経費総括表

事業年度		1年目		
補助事業の名称		〇〇〇〇マンション		
		中高層ZEH-M支援事業		
設計費	項目	数量	補助対象経費	
		省エネ性能評価取得に係る費用(住戸BELS取得費用を含む) (a)	32 戸	264,000 円
	交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用 (b)	32 戸	392,000 円	
	設計費の補助対象経費 総計 (A)		656,000 円 (A) = (a) + (b)	
専有部・共用部	住戸に係る高性能断熱材 (B)		9,555,000 円	
	高効率個別エアコン			
	2.2kW	150,000 円	0 台	0 円
	2.5kW	160,000 円	0 台	0 円
	2.8kW	170,000 円	0 台	0 円
	3.6kW	180,000 円	0 台	0 円
	4.0kW	190,000 円	0 台	0 円
	5.6kW	200,000 円	0 台	0 円
	6.3kW	220,000 円	0 台	0 円
	7.1kW以上	240,000 円	0 台	0 円
		小計 (C)		0 円
	セントラル空調			
	2.8kW	340,000 円	0 台	0 円
	3.6kW	430,000 円	0 台	0 円
	4.0kW	480,000 円	0 台	0 円
	5.6kW以上	670,000 円	0 台	0 円
		小計 (D)		0 円
	床暖房			
	温水床暖房(給湯機と熱源兼用)	100,000 円	0 台	0 円
	温水床暖房(専用熱源器)	380,000 円	0 台	0 円
エアコン付き 5.6kW以上	530,000 円	0 台	0 円	
温水式床暖房 5.6kW未満	460,000 円	0 台	0 円	
	小計 (E)		0 円	
ファンコンベクター		小計 (F)	0 円	
温水パネルラジエーター		小計 (G)	0 円	
給湯設備				
電気ヒートポンプ式給湯機(エコキュート等)	300,000 円	0 台	0 円	
ガス潜熱回収型給湯機(エコジョーズ等)	20号以下	140,000 円	0 台	0 円
	24号	160,000 円	0 台	0 円
ハイブリッド給湯機	400,000 円	0 台	0 円	
燃料電池(PEFC_700W以上)	1,000,000 円	0 台	0 円	
燃料電池(SOFC_700W以上)	1,230,000 円	0 台	0 円	
燃料電池(SOFC_400W以上)	990,000 円	0 台	0 円	
仕様・燃料種別による加算			0 円	
	小計 (H)		0 円	
換気設備			0 円	
照明設備	8,000 円	0 台	0 円	
エネルギー計測装置	100,000 円	0 台	0 円	
エネルギー計測装置(ガスの計測ができるもの)	115,000 円	0 台	0 円	
蓄電システム			0 円	
	小計 (I)		0 円	
	設備費・工事費 合計 (J)		9,555,000 円 (J) = (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) + (H) + (I)	
共用部	共用部に導入する設備		0 円	
	小計 (K)		0 円	
	専有部・共用部における設備費・工事費の補助対象経費 総計 (M)		9,555,000 円 (M) = (J) + (K)	

「6. 住戸情報入力」より転記されるため、当該シートの入力漏れがないか確認すること

全ての項目が他のシートより転記されるので、内容をよく確認のうえ申請すること

12-2. 補助対象経費総括表(2年目)

申請する事業年度数分、作成すること

12-2. 補助対象経費総括表

事業年度		2年目			
補助事業の名称		〇〇〇〇マンション			
		中高層ZEH-M支援事業			
設計費	項目	数量	補助対象経費		
	省エネ性能評価取得に係る費用(住戸BELS取得費用を含む)	(a)			
	交付決定後に行うエネルギー計算に係る費用	(b)			
設計費の補助対象経費 総計 (A)			0 円 (A) = (a) + (b)		
専有部・共用部	住戸に係る高性能断熱材 (B)		21,357,000 円	「6. 住戸情報入力」から自動転記(検算すること)	
	高効率個別エアコン	2.2kW	150,000 円 0 台	0 円	「6. 住戸情報入力」から自動転記(検算すること)
		2.5kW	160,000 円 0 台	0 円	
		2.8kW	170,000 円 0 台	0 円	
		3.6kW	180,000 円 0 台	0 円	
		4.0kW	190,000 円 0 台	0 円	
		5.6kW	200,000 円 0 台	0 円	
		6.3kW	220,000 円 29 台	6,380,000 円	
		7.1kW以上	240,000 円 3 台	720,000 円	
	小計 (C)			7,100,000 円	
	セントラル空調	2.8kW	340,000 円 0 台	0 円	「6. 住戸情報入力」から自動転記(検算すること)
		3.6kW	430,000 円 0 台	0 円	
		4.0kW	480,000 円 0 台	0 円	
		5.6kW以上	670,000 円 0 台	0 円	
	小計 (D)			0 円	
	床暖房	温水床暖房(給湯機と熱源兼用)	100,000 円 32 台	3,200,000 円	「6. 住戸情報入力」から自動転記(検算すること)
		温水床暖房(専用熱源器)	380,000 円 0 台	0 円	
		エアコン付き 温水式床暖房	5.6kW以上 5.6kW未満	530,000 円 0 台 460,000 円 0 台	
	小計 (E)			3,200,000 円	
	ファンコンベクター			小計 (F) 0 円	「6. 住戸情報入力」から自動転記(検算すること)
温水パネルラジエーター			小計 (G) 0 円	「6. 住戸情報入力」から自動転記(検算すること)	
給湯設備	電気ヒートポンプ式給湯機(エコキュート等)	300,000 円 0 台	0 円	「6. 住戸情報入力」から自動転記(検算すること)	
	ガス潜熱回収型給湯機(エコジョーズ等)	20号以下	140,000 円 0 台		0 円
		24号	160,000 円 0 台		0 円
	ハイブリッド給湯機	400,000 円 0 台	0 円		
	燃料電池(PEFC,700W以上)	1,000,000 円 0 台	0 円		
	燃料電池(SOFC,700W以上)	1,230,000 円 32 台	39,360,000 円		
燃料電池(SOFC,400W以上)	990,000 円 0 台	0 円			
仕様・燃料種別による加算			0 円		
小計 (H)			39,360,000 円		
換気設備			2,680,000 円		
照明設備			8,000 円 96 台 768,000 円	「6. 住戸情報入力」から自動転記(検算すること)	
エネルギー計測装置			100,000 円 32 台 3,200,000 円		
エネルギー計測装置(ガスの計測ができるもの)			115,000 円 0 台 0 円		
蓄電システム			552,000 円		
小計 (I)			7,200,000 円		
設備費・工事費 合計 (J)			78,217,000 円 (J) = (B) + (C)		
共用部	共用部に導入する設備		2,476,000 円		
	小計 (K)		2,476,000 円		
専有部・共用部における設備費・工事費の補助対象経費 総計 (M)			80,693,000 円 (M) = (J) + (K)		

「6. 住戸情報入力」の各設備の導入年数が反映されるので、よく確認すること

「8-2. 共用部定額単価算出シート」より転記されるため、当該シートの入力漏れがないか確認すること

13. 家庭用蓄電システム明細

1 3. 家庭用蓄電システム明細（専有部）

[1] 補助対象蓄電システム

1. 補助事業情報

補助事業の名称	〇〇〇〇マンション	中高層ZEH-M支援事業
住戸番号（部屋番号）	101	

専有部に補助対象となる蓄電システムを導入する場合は、本シートを使用し補助金申請額を算出すること

導入する住戸ごとに作成すること

2. 設備情報

メーカー名	〇〇〇	
パッケージ型番	〇〇〇〇〇	
初期実効容量	7.2	kWh (I)
蓄電容量	8.0	kWh
PCSのタイプ	ハイブリッド	
PCSの定格出力	7.2	kW
申請可能な導入価格の上限額	1,384,000	円 (II)

SIIが公表している蓄電システム一覧を確認し、機器情報を正確に入力すること

申請可能な導入価格の上限額が表示される

蓄電システム導入価格※1	680,000	円 ①
初期実効容量産出額	432,000	円 ②
補助対象経費	432,000	円 ③ = ①, ②のうち低い方

機器費+据付設置工事費を入力すること

※1 蓄電システム1台あたりの導入価格（機器費+据付設置工事費）を記入すること。

導入台数	1	台 (III)
------	---	---------

補助対象経費 小計①	432,000	円 ④ = ③ × (III)
蓄電システム導入補助金申請額※2	0	円 ⑤

※2 蓄電システムを複数種設置した際は、このシートをコピー、
[1] 1. ~ 2. まで入力し、自動表示された補助対象経費を当欄に記入すること。

補助対象経費 小計②	432,000	円 ⑥ = ④ + ⑤
------------	---------	-------------

補助対象経費上限額	600,000	円 ⑦
-----------	---------	-----

補助対象経費予定額	432,000	円 ⑧ = ⑥, ⑦のうち低い方
-----------	---------	------------------

災害時の電源確保に配慮した4kWh以上の蓄電システムの場合の加算※3	120,000	円 ⑨
------------------------------------	---------	-----

※3 該当する住戸の場合は120,000円を選択入力すること

蓄電システムの補助対象経費※4	552,000	円 ⑧ + ⑨
-----------------	---------	---------

※4 ⑧ + ⑨の金額を「7. 住戸情報入力」シートの蓄電システムの補助対象経費の欄に記入すること。

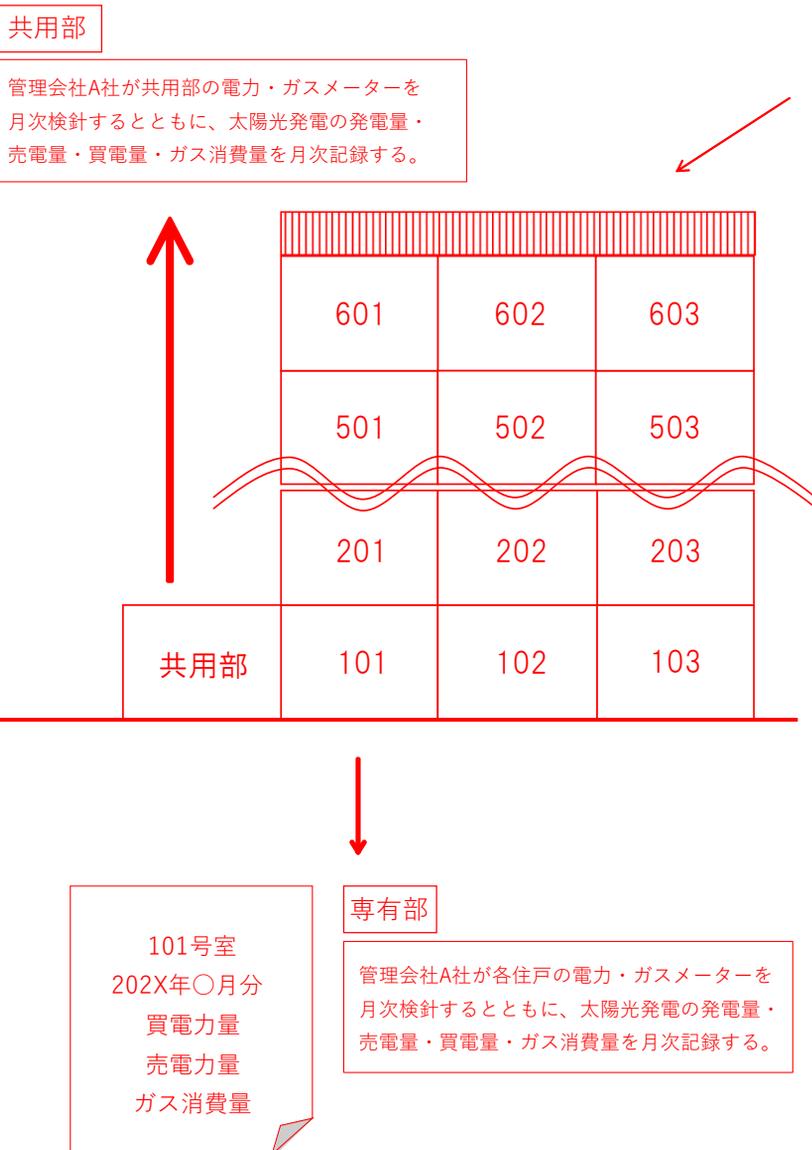
22. エネルギー計測計画図

22. エネルギー計測計画図

- MEMS、HEMSを導入する事業は、計測記録項目と記録方法、データ集約の方法等を具体的に記載すること。
- MEMS、HEMSを導入しない事業は、電力量・ガス消費量の計測記録方法を具体的に記載すること。

<MEMS、HEMSを導入しない場合の記入例>

エネルギー計測をどのように行う計画であるか具体的に明示すること



共用部 + **専有部** を管理会社A社が集約して補助事業者へ提出。

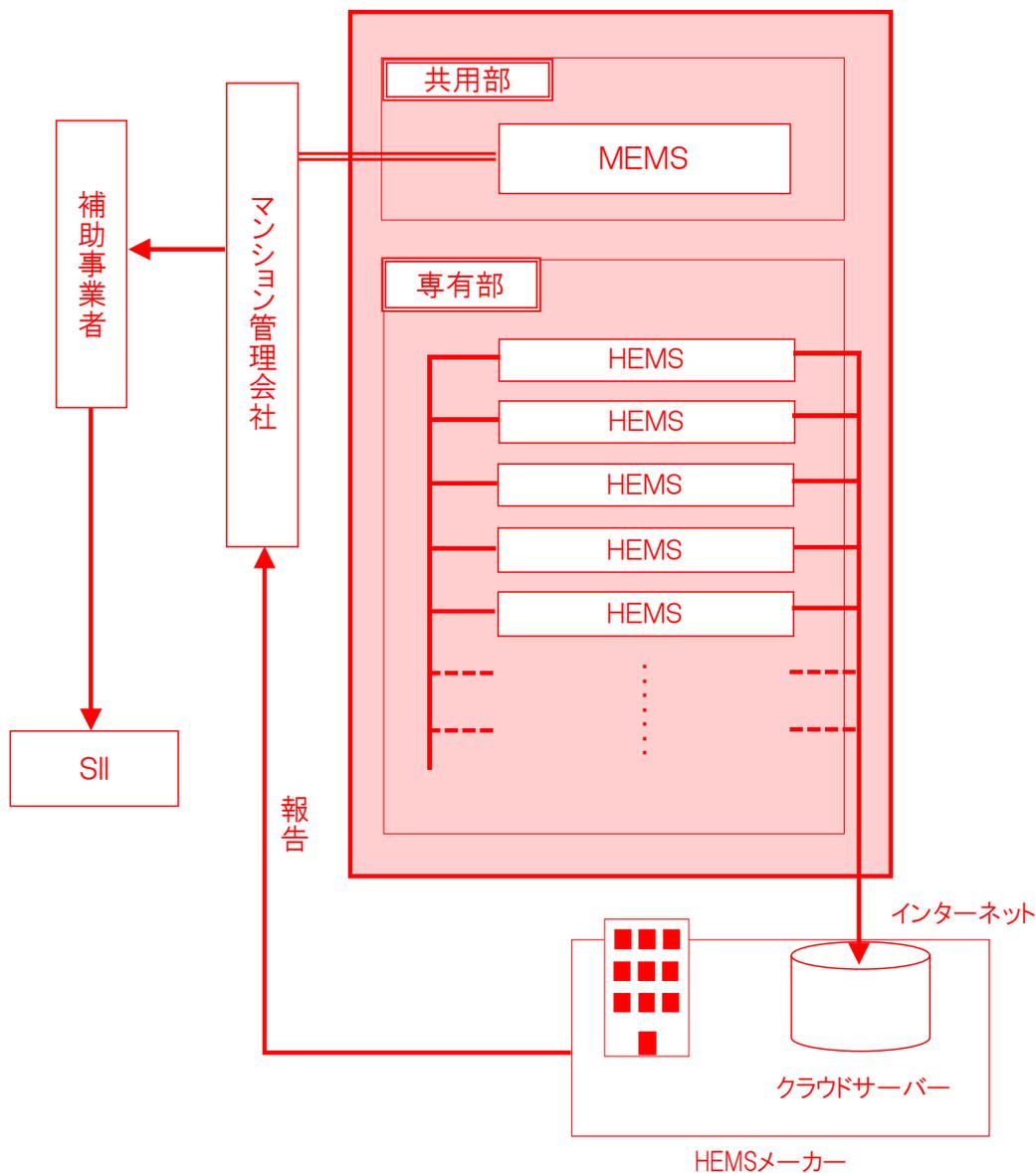
22. エネルギー計測計画図

22. エネルギー計測計画図

○MEMS、HEMSを導入する事業は、計測記録項目と記録方法、データ集約の方法等を具体的に記載すること。
 ○MEMS、HEMSを導入しない事業は、電力量・ガス消費量の計測記録方法を具体的に記載すること。

<MEMS、HEMSを導入する場合の記入例>

エネルギー計測をどのように行う計画であるか具体的に明示すること



共用部と主管流量についてMEMSを活用し、
 専有部についてクラウド型HEMSメーカーからのデータ提供を受け、
 マンション管理会社がエネルギー使用状況をとりまとめて補助事業者に報告する計画の例

6章 申請書提出先及び問合せ先

6 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の会社名・担当者氏名・電話番号を明記し、内容物欄にチェックをした上で**梱包等に貼り付けて**提出すること。

複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記すること。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用すること。

なお、申請書の提出先は、事業によって異なるため、他の事業には絶対に使いまわさないこと。

申請書提出先シート

〒104-0061
 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階
 一般社団法人 環境共創イニシアチブ

※あてはまる内容物に
チェックをしてください

交付申請書
 その他の書類

『令和4年度
中高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業』

申請係

会社名 _____

担当者氏名 _____ 電話番号 _____

複数申請の場合

申請書数		件
------	--	---

使用例



(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意すること。
- ② SIIからZEHデベロッパーに対して申請書を受け取った旨の連絡はしない。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付すること。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意すること。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意すること。

(3) 申請書エクセルデータ送付先

環境共創イニシアチブ 中高層ZEH-M担当宛

メールアドレス: zeh-m_datapost@sii.or.jp

・交付申請書様式のエクセルデータをメール添付しSIIに送付すること。

なお、P50「(2) 交付申請」に記載の交付申請書類(正)の受理をもって申請受付とするため注意すること。

- ① メール件名
「【R4中高層ZEH-M】交付申請書エクセルデータ提出」とすること。
- ② メール本文
本文中に申請者氏名等の個人情報を記載しないこと。
- ③ 複数の事業を申請する場合
申請する事業ごとにメール作成すること。
- ④ データサイズ
データサイズが大きい場合は、メールを分けて送信しても構わないが、その際はメール件名に通し番号を振ること。
※申請者情報等の重要データであるため、パスワードの設定や誤送信等に注意すること。

(4) 問合せ先

TEL:03-5565-4533 (10時~12時、13時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号に問い合わせても、一切回答はいたしかねるため、必ず上記の問合せ先に連絡すること。

補助事業の詳細は、SIIホームページをご覧ください

「中高層ZEH－M支援事業」

https://sii.or.jp/moe_zeh_m04/zeh_mh/public.html

TEL 03-5565-4533

【受付時間】 平日 10:00～12:00、13:00～17:00